

第六十八回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第四号

昭和四十七年三月十日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

- 委員長 田中 武夫君
- 理事 八田 貞義君
- 理事 島本 虎三君
- 理事 西田 八郎君
- 伊東 正義君
- 橋本龍太郎君
- 松本 十郎君
- 土井たか子君
- 瀬野栄次郎君

出席國務大臣

- 國務大臣 (總理府總務長官) 山中 貞則君
- 國務大臣 (環境庁長官) 大石 武一君

出席政府委員

- 中央公害審査委員会委員長 小澤 文雄君
- 中央公害審査委員会事務局長 川村 皓章君
- 土地調整委員会事務局長 上原 達郎君
- 環境庁長官官房長 城戸 謙次君
- 環境庁企画調整局長 船後 正道君
- 環境庁大気保全局長 山形 操六君
- 環境庁水質保全局長 岡安 誠君
- 厚生大臣官房審議官 曾根田郁夫君
- 食糧庁次長 中村健次郎君
- 通商産業省公害保安局長 久良知章悟君

委員外の出席者

- 自治大臣官房参事官 立田 清土君
- 環境庁企画調整局公害保健課長 山本 宜正君
- 農林省農地局参事官 住吉 勇三君
- 通商産業省公害保安局参事官 森口 八郎君
- 通商産業省公害保安局鉱山課長 藤沼 美夫君

委員の異動

- 三月十日 土井たか子君 補欠選任 三木 喜夫君
- 古寺 宏君 補欠選任 瀬野栄次郎君

同日

- 三木 喜夫君 補欠選任 土井たか子君
- 瀬野栄次郎君 補欠選任 古寺 宏君

三月八日

- 狩猟者団体法制定に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第一二七二号)
 - 同(金子岩三君紹介)(第一二七三号)
 - 同外三件(小金義照君紹介)(第一二七四号)
 - 同外六件(古屋亨君紹介)(第一二七五号)
 - 同外一件(山本幸一君紹介)(第一二七六号)
 - 同外四件(野田卯一君紹介)(第一三三八号)
 - 同(山崎平八郎君紹介)(第一三三九号)
- は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

- 公害等調整委員会設置法案(内閣提出第六五号)
- 公害対策並びに環境保全に関する件(鉱山の公

書問題)

○田中委員長 これより會議を開きます。
内閣提出の公害等調整委員会設置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。山中總理府總務長官。

公害等調整委員会設置法案

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、總理府の外局として、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ることをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 委員会の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づき命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八八号)の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行ない、その他同法の施行に関する事務を処理すること。

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に関する不服の裁定等を行ない、その他同法の施行に関する事務を処理すること。

三 委員会の所掌事務に関する統計その他の資料の収集及び整理に関する事務を行なうこと。

四 委員会の所管行政に関する啓蒙及び周知宣伝を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属せられた事務を行なうこと。

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、両議院の同意を得ることができな

いときは、内閣總理大臣は、前項の規定にか

ならず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)
第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに不適しい非行があると認められたとき。

(罷免)
第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の職務等)
第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合

を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)
第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)
第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(聴聞会)
第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、聴聞会を開いて、広く一般の意見をきくことができる。

(資料提出の要求等)
第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)
第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(専門委員)
第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)
第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(罰則)
第二十条 第十一条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則
(施行期日等)
第十八条の表中 土地調整委員会
二号 公害等調整委員会
を 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二号)に改める。

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(委員長又は委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)
第二条 第七条第一項の規定による委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行なうことができる。

(最初に任命される委員の任期)
第三条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人は三年、二人は四年、二人は五年とする。

(国家行政組織法の一部改正)
第四条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三を次のように改める。

第十七条中「土地調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

土地調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二百十九号)を「公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二号)」に改める。

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

四十七年法律第二号)を「公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第二号)」に改める。

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号を次のように改める。

十一 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第十三号の六を削り、同条第十九号の六を次のように改める。

十九の六 公害等調整委員会の非常勤の委員別表第一官職名の欄中「土地調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に改め、「中央公害審査委員会委員長」を削り、「土地調整委員会委員」を「公害等調整委員会の常勤の委員」に改め、「中央公害審査委員会の常勤の委員」を削る。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第七条 土地調整委員会設置法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

目次中「組織及び権限」を「総則」に、「第五章罰則」第五十九条「第六十四条」を「第六章罰則」第五十八号「第六十四号」に改める。

第一章を次のように改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会(以下「委員会」という)が行なう次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除
二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定

イ 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十八号
ロ 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第四号 昭和四十七年三月十日

号)第三十九号第一項

ハ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十一条第一項

ニ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五条第六項

ホ 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三十九号の二第二項

ヘ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十号)第三十四条第一項又は第四十五条

ト 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十条第一項

チ 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第九十七条第三項

リ 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)第十八条第一項

ヌ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)第二十条第一項

ル 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第四十条第一項

ヲ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十一条第一項(同法第五十八号第二項において準用する場合を含む)

三 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)第十二条、第十八条第一項若しくは第二項又は第二十二号第二項の規定による土地の使用又は収用に関する裁決

2 前項第三号の裁決の手続に関しては、核原料物質開発促進臨時措置法に定めるもののほか、この法律に定めるところによる。

(裁定委員)

第二条 委員会による前条第一項第二号の裁定及び同項第三号の裁決は、三人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、委員会の委員長が指名する。

(裁定委員の除斥)

第三条 裁定委員は、次の各号の一に該当すると

きは、裁定に係る職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人又は法人である申請人の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が申請人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について申請人又は処分庁(当該処分をした行政機関をいう。以下同じ)の代理人であり、又はあつたとき。

六 裁定委員が処分庁の公務員として当該処分に関与した者であるとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができ、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができない。

(裁定委員の忌避)

第四条 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、申請人又は処分庁は、これを忌避することができる。

2 申請人又は処分庁は、事件について裁定委員に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後を生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第五条 除斥又は忌避の申立てについては、委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができない。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならぬ。

(裁定手続の中止)

第六条 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第七号から第二十一号まで 削除

第二十四条の二中「委員会が」を削り、「した処分」を「された処分」に改める。

第二十五条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十八号、採石法第三十九条第一項、森林法第九十一条第一項、農地法第八十五条第六項、海岸法第三十九条の二第二項、自然公園法第三十四条第一項若しくは第四十五条、地すべり等防止法第五十条第一項、河川法第九十七条第三項、首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十号第一項、砂利採取法第四十条第一項又は都市計画法第五十一条第一項(同法第五十八号第二項において準用する場合を含む)の規定」を「第一条第一項第二号に掲げる法律の規定」に改め、同条第五項中「当該処分をした行政機関(以下「処分庁」という)を「処分庁」に改める。

第二十五条の二第二項中「裁定申請人(以下「申請人」という)を「申請人」に改め、同条第三項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第四項中「土地調整委員会」を「裁定委員会」に改める。

第二十六条第一項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第二項中「委員長及び合議に出席した委員」を「裁定委員」に改め、同条第四項中「委員会」を「裁定委員会」に改める。

第二十七条第二項及び第四項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第五項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同条第七項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「委員会」を「裁定委員会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 委員会は、執行停止があつたときは、遅滞な

第一節 総則(第二十三条の二―第二十三条の五)

第二款 和解の仲介、調停及び仲裁

第三款 調停(第三十一条―第三十八条)

第四款 仲裁(第三十九条―第四十二条)

第五款 裁定

第六款 通則(第四十二条の二―第四十二条の十一)

第七款 責任裁定(第四十二条の十二―第四十二条の十六)

第八款 原因裁定(第四十二条の十七―第四十二条の二十一)

第九款 補則(第四十三条―第四十七条)

第十款 罰則(第五十一条―第五十五条)

附則

第一章 第一節を次のように改める。

第一節 公害等調整委員会

(公害等調整委員会)

第三条 公害等調整委員会(以下「中央委員会」という)は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争について調停、仲裁及び裁定を行なうとともに、地方公共団体が行なう公害に関する苦情の処理について指導等を行なう。

第四条から第十二条まで 削除

第十三条 次(各号)の五項を加える。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員は、再任されることが出来る。

5 委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することが出来る。

第十七条を次のように改める。

(審査会の委員の職務)

第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(審査会の会議)

第十七条の二 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

第十九条中「第六条第四項及び第七項」を「第十九条中「第六条第四項及び第七項」を「第十九条第二項及び第五項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第六条第六項及び第七項」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

「第三節 管轄」を削り、第二十三条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

(代理人)

第二十三条の二 当事者は、弁護士又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることが出来る。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことが出来る。

3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならぬ。

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

(個別代理)

第二十三条の三 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

(参加)

第二十三条の四 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手続に係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手続に参加することが出来る。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

(調停手続等の実施の委任)

第二十三条の五 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることが出来る。

第二節 和解の仲介、調停及び仲裁

第一款 通則

「第三章 公害に係る紛争の処理」を削る。

第一節 総則

第二十六条第一項中「双方は」の下に、「公害等

調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し調停又は仲裁の申請を」を加え、「の申請を、中央委員会又は審査会等に対し調停」を、「調停」に改める。

「第二節 和解の仲介」を削り、第二十七条の次に次の款名を附する。

第二款 和解の仲介

第二十八条第四項中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第六条第六項及び第七項」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

「第三節 調停」を削り、第三十条の次に次の款名を附する。

第三款 調停

第三十一条第四項中「第六条第八項並びに第九条第一項及び第二項」を「第六条第六項及び第七項」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これを」を「第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「専門調査員」を「専門委員」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条を次のように改める。

(調停案の受諾の勧告)

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することが出来る。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成

立したものとみなす。

第三十六条に次の一項を加える。

2 第三十四条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。第三十六条の次に次の一条を加える。
(時効の中断等)
第三十六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

「第四節 仲裁」を削り、第三十八条の次に次の款名を附する。
第四款 仲裁
第三十九条第四項中「第六条第八項並びに第九條第一項及び第二項」を「第十六条第六項及び第十九條七条」に、「第六条第八項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、これらを」を「第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」に改める。
第四十条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「専門調査員」を「専門委員」に改め、同項を同条第三項とする。
第四十二条の次に次の一節を加える。

第三節 裁定
第一款 通則
(裁定委員の指名等)
第四十二条の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委

員長が指名する。

3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。
(裁定委員の除斥)
第四十二条の三 裁定委員は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者(第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第九項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ)又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。
二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。
三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。
四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。
五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができ、(裁定委員の忌避)
第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。
2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後を生じたときは、この限りでない。
(除斥又は忌避の申立てについての決定)
第四十二条の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前

項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。
3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。
(裁定手続の中止)
第四十二条の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。
(代表当事者の選定)
第四十二条の七 公害に係る被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人(以下「代表当事者」という)を選定することができる。
2 前項の代表当事者を選定した者(以下「選定者」という)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。
3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。
4 裁定手続が係属した後代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退する。
(代表当事者の選定命令)
第四十二条の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適当であると認められるときは、裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相当の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることができる。
2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。
(裁定委員会による代表当事者の選定)
第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手続の

進行に支障があると認めるときは、適当と認め

る者を、その同意を得て、代表当事者を選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。
3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者(以下「被代表者」という。)が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。
4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の関係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。
(裁定委員会の合議)
第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならない。
2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。
(合議の非公開)
第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

第二款 責任裁定
(申請)
第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、損害賠償の責任に関する裁定(以下「責任裁定」という)を申請することができる。
2 中央委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相当でないと認めると

進行に支障があると認めるときは、適当と認め

る者を、その同意を得て、代表当事者を選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

きは、申請を受理しないことができる。

3 審査会等に対する調停の申請に係る紛争に關し責任裁定の申請があつた場合においては、中央委員会、申請の受理に關し、当該審査会等の意見をきかなければならない。
(不適法な申請の却下)

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもつてこれを却下しなければならぬ。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならぬ。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。
(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

- 一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 事件に關係のある文書又は物件の所持人に對し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。
- 四 事件に關係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならぬ。

5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

6 裁定委員会は、第二項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(証拠保全)

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなればその証拠を使用するに困難な事情があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に關与すべき者を指名する。
(事実の調査)

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることができる。

2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。

3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならぬ。
4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査

について、専門委員をして補助させることができる。

(責任裁定)

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもつて行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならぬ。

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 四 裁定の年月日

2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。
(責任裁定の効力)

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に關する訴えが提起されるとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に關し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。
(行政事件訴訟の制限)

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に關してされた処分については、行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

(仮差押え及び仮処分における保証の特則)

第四十二条の二十二 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部につき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、保証を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、保証を立てさせることができる。
(本案の起訴命令に關する特則)

第四十二条の二十三 公害に係る損害賠償の請求に關する仮差押え又は仮処分についての民事訴訟法第七百四十六條第一項(同法第七百五十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用に關しては、責任裁定の申請は、訴えの提起とみなす。

(職権調停)

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したうえ、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したときは、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。
(時効の中断等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。
(訴訟との關係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されなるときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。
第三款 原因裁定

(申請)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争その他の民事上の紛争が

生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に関する裁定（以下「原因裁定」という。）を申請することができる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について準用する。

（相手方の特定の留保）
第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害を主張する者は、相手方の特定の留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、前項の規定により原因裁定を申請した者に対し、期間を定めて、相手方の特定の命じなければならぬ。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

（職権による原因裁定）
第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手續において、相当であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

（裁定事項等）
第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害関係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方として

その第三者を原因裁定の手續に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

（通知及び意見の申出）
第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通知するものとする。

2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置についての意見を述べることができる。

（受訴裁判所からの原因裁定の嘱託）
第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手續に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

（準用規定）
第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

「第五節 補則」を「第四節 補則」に改める。
第四十三条の見出しを「審査会等の資料提出の要求等」に改め、同条中「中央委員会は公害に係る紛争に関する調停又は仲裁を行なうため」を削る。

第四十四条第一項中「又は仲裁」を「仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全」に改め、「各当事者」の下に「又は証拠保全の申立てをした者」を加える。

第四十五条の見出しを「手数料」に改め、同条第一項中「又は仲裁の申請をする者」を「仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条第二項中「又は仲裁の申請をする者」を若しくは仲裁の申請をする者又は第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条次に次の一条を加える。

（送達）
第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法第六十二条、第六十九條、第七十一条から第七十三条まで及び第七十七條の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第六十二条中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第七十三条中「第七十條第二項又ハ前條」とあるのは「前條」と、同法第七十七條中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替へるものとする。

第四十六条の次に次の一条を加える。
（不服申立ての制限）
第四十六条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第四十七条を次のように改める。
（公害等調整委員会規則等への委任）

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手續その他紛争の処理に關し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手續その他紛争の処理に關し必要な事項は政令で定める。

第五十一条中第九條第一項を「第十七條第一項」に改め、「第十條第三項、第十七條」を「第五十二條第二項又は第四十二條の十八第二項（第四十二條の三十三）において準用する場合を含む。」に改め、同条を第五十五條とし、第五十一条の次に次の三條を加える。

第五十二条 第四十二条の十六第四項（第四十二条の三十三）において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。
一 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第一号又は第二号（第四十二条の三十三）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第三号（第四十二条の三十三）において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた者

三 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第四号（第四十二条の三十三）において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者又は立入検査を受ける者

四 正当な理由がなくて第四十二条の十六第四項又は第五項（第四十二条の三十三）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

第五十四条 第四十二条の十六第五項（第四十二条の三十三）において準用する場合を含む。

む)の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三万円以下の過料に処する。(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてはこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。(時効の中断等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に当り当該調停の目的となつて請求しているこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十五条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三十條第一項の下に」又は「公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二條の三十二第二項」を加える。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中

央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

理由

行政機構の簡素化に資するため、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合し、総理府の外局として公害等調整委員会を設置するとともに、公害紛争処理制度の充実、強化を図るため、同委員会において公害紛争に關し裁定を行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中國務大臣 たいだいま議題となりました公害等調整委員会設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在総理府に置かれておられる土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合し、新たに国家行政組

織法第三条の委員会として、公害等調整委員会を設置し、現在の両委員会の職務、権限に加えて、公害紛争に關する裁定を行なわせようとするものであります。

公害問題は、申すまでもなく、現在緊急な解決を迫られている国民的課題でありますので、政府としては、従来から公害対策基本法の精神にのっとり、各般の施策を講じてきたところであります。公害紛争の解決についても、現に公害紛争処理法に基づいて、和解の仲介、調停及び仲裁を行なう権限を持った中央公害審査委員会及び都道府県公害審査会等を設置し、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため努力を重ねているところであります。

しかしながら、現在の制度は、調停にしても、仲裁にしても、紛争の当事者の合意にその基礎を置いた解決方法でありますから、両当事者がその方向で誠意をもって努力する場合には、迅速に円満な解決が得られるという長所を持っておりますが、その反面、事件によっては、おのずからその解決に限界があることは御案内のとおりであります。

一方、最近における国民の公害に対する関心の盛り上がりとともに、公害紛争の簡易、迅速な解決を要望する声は、ますます高まってきております。このような実情に対処するため、政府としては、公害紛争のもたらす社会性、公共性のほか、因果関係究明の困難さ等公害紛争の解決に固有の問題があることを考慮し、公害紛争処理制度を充実、強化するための裁定制度について鋭意検討を重ねた結果、このたび成案を得た次第であります。

また、裁定制度を採用するにあたっては、かねてからの政府の方針である行政機構の簡素化、能率化に資するため、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合して、新たに公害等調整委員会を設け、その機能の充実をはかることとしたものであります。

次に、法案の内容について、その概要を御説明いたします。

公害等調整委員会は、国家行政組織法第三条第二項に基づき、総理府の外局として設置することとし、その所掌事務は、公害紛争処理法の定めるところにより調停、仲裁及び裁定を行なうこと並びに鉱業等にかかる土地利用の調整手続等に関する法律の定めるところにより鉱区禁止地域の指定、鉱業権の設定に關する不服の裁定等を行なうこと、その他これらの法律の施行に關する事務を処理することであり、

この委員会は、委員長及び委員六人で組織し、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしており、委員長及び委員は、独立してその職権を行なうこととしております。

また、新たに行なうこととなる裁定制度については、次のとおりであります。

裁定の種類は、公害にかかる被害についての損害賠償責任を明らかにする責任裁定及び被害と原因とされる行為との間の因果関係の有無を明らかにする原因裁定の二種類とし、申請については、それぞれその性格に応じ、責任裁定は賠償を請求する者、原因裁定は紛争の当事者が申請することとしております。

裁定の手続においては、当事者の立ち会いのもとに審問を行なうほか、職権で証拠調べ及び事実の調査をすることもできることとしております。

責任裁定の効力については、裁定がされた後三十日以内に訴えの提起がなければ、当事者間に、裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなすこととしております。

また、原因裁定をしたときは、関係行政機関に通知するとともに、必要な意見を申し出ることにより、公害の防止等に資することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あ

らんことをお願いいたします。
○田中委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。
本案の質疑は後日に譲ることといたします。

○田中委員長 公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本十郎君。

○松本(十)委員 生野鉱山周辺におけるカドミウムによる環境汚染につきましては、政府としましても従来いろいろの対策を実施されてきたわけでありまして、また兵庫県におきましても土壌調査を行なったり、さらにまた相当な時間をかけてなかなか綿密な健康調査をやつて、つい最近にその結果を発表したと聞いております。県の専門家からなるお医者さんを集めた委員会の結論としては、その地区にはイタイイタイ病はない、こういう発表をしたわけでありまして、時をほとんど同じくいたしまして公明党さんが秋野医師あるいは岡山大学の小林教授、この二人に調査の依頼をいたしました。イタイイタイ病の初期患者が見つかった、こういうふうな発表をされて、結果について正反対の診断結果が出てまいった、こういうことでございます。これを受けまして生野地区、またあそこから流れ出ます市川あるいは円山川流域の地域住民としましては、まことに困惑いたしました。申しますか戸惑いをし、不安感におびえていられるわけでありまして、困としてもこの現状にかんがみていかなるべき対策を早急にとつていただきたい、こういう意味で、私は地域住民の立場に立つて質問なり要望なりをしまいたいと思つております。まず第一に、これまでこの生野地区のカドミウム汚染につきまして、国が行なつてまいりました対策と申しますか施策の経緯、あるいはその概要、またその結果、把握されました実態の認識、実情、こういうものについてお答えをいただきたいと思つております。

○森口説明員 お答え申し上げます。

生野鉱山につきましては、大阪鉱山保安監督部が監督をいたしておられるわけでございますが、カドミウムのことが昭和四十三年以来問題になりましたので、四十三年以来、特にカドミウムを中心として鉱排水関係につきましては厳重な検査を実施してきたところであります。四十三年以降約二十回検査を実施いたしております。検査のたびに環境改善に必要な工事の指示をいたしてきております。工事の内容といたしましては、鉱水が流れ出すところの沈でん池を十分な処理能力を持ちますように拡張をしろということ。それから、現在すでに採掘をいたしておりません休鉱がございますが、そこから鉱水等が直接川に流れ出ておりましたので、そういう汚濁水を沈でん池に導くというふうな改善工事、あるいはすずの製錬等いたしておりますが、そのすずの製錬所の排水の処理装置の設置、それからカドミウムを除去いたしますために石灰中和をいたしておりますが、そういういたしますと、PHに異常を来いたしますので、PHを自動調整いたします装置の設置というふうな必要な改善工事をそのつど実施いたしております。現在におきまして、当鉱山から流れ出ます鉱水中におきましてカドミウムは十分排出基準を満たしております。また環境基準も満たしております。うに報告を受けております。

○松本(十)委員 通産省としてのとられた措置は一応わかりませんが、その前にその鉱山といふのはかなり長い歴史を持つておられるのですが、簡単にいいますからどういふ経過をたどつてきたか、現状はどうなのか、しかも近く休山する、こういうふうなわけがございますが、それはどういふ理由なのか、その辺について簡単に答えを願いたいと思つております。

○森口説明員 お答え申し上げます。
生野鉱山は、その歴史はきわめて古うございす。いまから千年以上も前の西暦八百七十七年ごろ、露頭が発見されたというふうに伝えられておりますが、戦国時代、江戸時代と開発が進みまして、江戸時代は幕府の直轄、明治時代は政府の直轄鉱山であつたわけでございますが、二十八年三菱合資会社に払い下げられ、以後三菱系の会社が継承して今日に至つておられるというふうな状況になっております。

産出いたします鉱種といたしましては、当初は銀を中心といたしまして、これに金、銅を併産いたしておりましたが、その後運鉱法の進歩とともに、銅、鉛、亜鉛、すず等も同時に併産をするというふうになりました。現在に至つております。現在の鉱石量は約一万四千トン程度の鉱石を採掘いたしておられて、四百名の従業員がここで従事をいたしております。

鉱種といたしましては、先ほど申し上げましたように、銅、鉛、亜鉛、すず、金銀若干というふうなところが現在の鉱種でございます。当鉱山は、製錬はすずの製錬のみを行なひまして、自余の鉱石につきましては、別途の製錬所に運びまして製錬をいたしておられるのが現状でございます。

以上のように、当鉱山の歴史が非常に古うございす。鉱脈はすでに尽きようといはしておられるわけでございます。深部に至りますれば若干の鉱石はあるといふことは考えられるわけでございますが、深部採掘は保安上非常に難点があるといふことで、三菱金属におきましては当鉱山は四十八年三月末をもって採掘は休止いたしました。すずの製錬のみは自後引き続き行なうという方針を表明いたしておられます。閉山にあたりましては、私も当然今後鉱害が生じませんように、鉱山に鉱害防止上必要な措置をいたしますように指示をいたしておられます。

なお、鉱山側におきましては、すず製錬を実施いたしましたから、採掘部門の残りの鉱害防止施設の維持をはかりますことはもちろん、必要な管理人等は当然残すというふうなことを明言いたしておられます。
○松本(十)委員 いままで説明を聞いておる

すと、千年以上の長い間いろいろな鉱石を掘つてきた、そうしてその間にいろいろのことがあつたかもしれないが、最近の通産省の監督なり実態の調査によれば、排出基準は十分守つておられる、しかも近く休山をするのだ、休山したあとには、そのあと問題を起ささないようにできるだけのことはやらせる、また監督は十分する、こういうことの方がよいですが、現実しかしカドミウム汚染が、土壌汚染が出たといふことは事実でありまして、これに對して鉱山は責任を感じて、土壌汚染に基づいて一定基準を越えた含有量のある米については鉱山のほうで補償したと聞いております。これは地元と十分話し合ひがつかないことでありまして、また四十六年産米についても同様に地元への要望をくんで、その点は十分やらせる、こういうことですね。

○森口説明員 お答えいたします。
先生の御指摘がありましたように、四十五年産米につきましては、四十六年十月に、それまで地元と十数回の話し合ひをいたしまして、補償額五千二百万円を支払うということで地元と円満に話し合ひがつかれております。

なお、四十六年産米の補償につきましては、これから地元と話し合ひすることでございますが、四十五年産米に関する経緯から見まして、おそらく円満に話し合ひがつかぬものというふうにも私もは考えております。会社側のほうにもそういう指導を強力に私のほうでいたしたいというふうにも考えております。
○松本(十)委員 鉱山の関係はおおむねわかりましたが、これら前提といたしまして、環境庁あるいはその庁発足の厚生省としましては、この汚染に對してどのような手を打つてこられたのか、その経緯なり、またつかまされた実態について環境庁のほうからお答えを願いたいと思つております。
○岡安政府委員 環境庁といたしましては、生野鉱山周辺の環境汚染につきましては重大な関心を払つておられるわけでございます。先ほど通産省のほうから御報告ございましたとおり、まず水質に

つきましての環境基準、排出基準等につきまして調査をいたしましたところ、現状におきましては、環境基準また排出基準とも基準以下の状態でございます。ただし、問題はやはりカドミウムその他を排出するおそれがあるところでございますので、今後とも厳重に調査、監視は続けたいというふうに考えております。

次に、土壌関係でございますが、土壌につきましては、本年度から土壌汚染防止法に基づきます細密調査というものを県に補助金をもってお願いいたしました。実施いたしております。百五十地点につきまして、土壌並びに玄米の調査をいたしたわけでございますが、その結果玄米の中にカドミウムが一PPM以上含まれるという点数が八点ございました。それ以外は一PPM以下でございますけれども、問題はやはり土壌の分析というものが現在まだ完了いたしておりません。土壌の調査が完了いたしました際におきましては、土壌汚染防止法によりまして対策地域の指定その他所要の施策を講ずるよう県の方に指導したいというふうな考えでございます。

○松本(十)委員 土壌汚染の関係はそれでわかりましたし、また先ほどの通産省からの説明によりまして、それに基づく米の汚染についてはよろるべき措置を講じておられ、これからは講じようとしておられることは理解できるのですが、健康被害と申しますか、カドミウムの汚染が人体に対してどのような影響を与えてきたのか。これについて兵庫県が精密な健康調査をやったこと、このようでありまして、その報告の概要はおそらく環境庁に出ているかと思うので、その概要についてまずお話し願いたい。

○船後政府委員 生野鉾山周辺地域の、カドミウム汚染の疑いのある地域の健康調査でございますが、環境庁といたしましては、兵庫県と十分連絡の上この調査の指導に努めてまいりましたのでございます。兵庫県におきましては、四十六年の四月以降疫学的調査をいたしまして汚染地区を選定し、その汚染地区につきましては、それぞれカド

ミウムによる暫定対策要領によりまして、地域住民の健康診断を行なうてまいりましたが、最後に要第三次検診者十三名が発見されました。これら調査特別審査委員会、専門の先生方からなるこの委員会を設けまして、詳細に検討いたしました結果、去る三月三日、最終的には、イタイイタイ病はもとより、イタイイタイ病につながるじん臓障害もない、こういう公式発表がございました。

○松本(十)委員 兵庫県の委員会はどのような発表をしたわけでありまして、そしてその委員会は関西方面の疫学、公衆衛生学あるいはカドミウム関係の分析、それぞれの専門家を集めた委員会でございます。一応それで心配はないという発表があつて、地域住民はひとまずほっとしたという感じであつたわけでございますけれども、その前後から公明党さんのほうで萩野医師あるいは小林教授に調査を依頼しておつたのでありまして、公明党からの発表では、それとまっこうから対立するようになり、イタイイタイ病の疑似患者、疑わしき者がある、第五期ではないか、こういうふうに出たわけでありまして、こうなつてまいりますと、やはり地域住民としては、どちらがほんとうなんでしょうか、われわれとしては心配でたまらぬ、不安感におびえる、これは人情として当然だろふと思ひます。これに対してやはり環境庁としては、かかるべき措置を講じてもらわなければとて不安感を与えるわけにいかぬ、こういうことで不安感を一掃する。またもし万が一公明党さんのいわれようなことがあるならば、それに応じた対策を急いでとらなければならぬ、こういうことであると思ひまして、環境庁はこれにどうしようとお考えを保持しておられるか、ひとつ長官にお伺ひいたします。

○大石国務大臣 兵庫県の調査委員会の結論では、イタイイタイ病患者は見出されないうこととでございますが、一部漏れ承りますと、富山県の萩野医師でございますか、その他の方々が一応自主的な調査をなさいまして、多少疑わしき者が

ある。まだ結果はさだかでないけれども、いろいろな検査の結果はまだ全部出ておられないけれども、多少疑いは持っております。そういう萩野さん方のいろいろな調査の結果が出て、どのような判断が下されるかわかりませんが、かりにそれがイタイイタイ病であるという判定がなされた場合には、やはりこれは問題が残ると思ひます。そういうことで、その場合にはやはりわれわれは、どこが中心になつてもけっこうであります。できるだけそういう人と話し合ひをして、どこに問題点があるのか、今後さらにどのような検査をしたらいいかということをお話しまして、さらにもっと実態を究明する方向に進んでまいりたいと思ひます。

○松本(十)委員 一昨日の兵庫県の県議会でも問題が提起されたようであります。県知事として、至急でござれば萩野医師とも会つて、調査担当者がいられるあれば見てみたいといつて、富山県のほうへ行き、萩野医師にも会い、また富山県の衛生研究所にも立ち寄つて、いろいろイタイイタイ病についての話なり、生野で見られたという患者のことなどについて聞いたのでありますが、あまり核心に触れた結果が出ないで帰つてきた、こういうふうな聞いておられるわけでございます。やはりそういうことでもありまして、何としても早く環境庁にあげまして、環境庁に前からあります鑑別診断班と——これは幸いにして全国の事イタイイタイ病に關しては權威といわれる医師が多数入つておられますし、また先ほど生野地区にイタイイタイ病疑似患者がある指摘された萩野医師も入つておられるのでありますから、やはり実証的にデータに基づいてチェックをするという対策をしながら、正しいのはどちらなのか、そして絶対にイタイイタイ病のおそれはないか、ないし将来も発生しないかという兵庫県の見解が正しければ、それが正しいというのを早く環境庁でオーソライズしてもらうべきではないかと思ひますし、もしもその辺に問題があるならば、その問題の出方は

応じて対処していただく必要があると思われまふ。この鑑別診断班で早急に取上げて、何らかの結論を急いで出していただきたい。これに地域の住民の切なる願ひでありますので、これについての長官の御意向を伺つておきたいと思ひます。

○大石国務大臣 お話はよく理解できますが、また別に萩野医師の方の判断がイタイイタイ病であるとは決定いたしておりません。結論はイタイイタイ病ではなかつたということになるかもしれませんが、そうならば問題はございませぬので、それまででございますが、かりにそれがイタイイタイ病であるという認定がなされた以上は、やはりおっしゃるとおりいろいろ手続を講じて、医学的にいつても正しい総合的な判断を行ないまして、考え方をはっきりさせたい、この考えておる次第でございます。

○松本(十)委員 何としても早く白なのか黒なのか、それを知りたいのが人情でありますから、何らかの措置を講じて至急にやつていただきたいと思ひますし、また、鑑別診断班というものは大体机上のデータに基づいていろいろ対査されるのではなからうかと思ひつておりました。兵庫県のやりまして一年近い調査の結果をデータとして持ち寄つて、そして萩野医師も鑑別診断班に入つておられますので、その班員の間でいろいろ対査しながら、クロスチェックをしながら一応の結論を出されると思ひますが、地域の住民としましては、もちろん机上でいろいろ念入りな綿密な対査をしていただくのはいいのですが、事と次第によつては、やはり実地にまた調査団でも派遣していただく必要は、やはり必要ならば現地の患者に直接また当たつていただいて、この症状ではどうだとか、あるいは長い間の経験から見れば、これはどういふふうだとか、こういうことまでやつていただければ地元は安心しないと思ひます。もちろん、これは新聞の発表でありますから、どこまで正確か保証の限りではありませんが、萩野医師のことによれば、イタイイタイ病の疑いは十分ある、しかも、兵庫県の調査委員会のメン

パーは一人としてイタイイタイ病にそれほど臨床の経験がないじゃないか、そういう人たちがどんな根拠でイタイイタイ病でないと言っているのか、こういう言い方までされておるやに聞くのであります。そうなる、やはり急いで環境庁としても取り上げていただかなければ、不安感がだんだんと強くなってくる、こういうことではあります。格段の御善処をお願いしたいわけでございます。

○大石国務大臣 兵庫県のいろいろな患者の診察なり診断を行なっておりますが、これは環境庁としても、十分連絡をとりましていろいろな指導も行ないましてやっております。私どもは、その診断につきましては、権威のあるものと確信いたしておるわけでございます。しかし、これはやはり絶対的ということはないかなかなかむずかしいのでございますから、そのような異論が出れば、それにつきましても十分に検討して、そしてすべての点からこれを総合的に最後に正しいと信ずる結論を出すことが大事でございます。やはりわれわれは慎重を期しておるわけでございます。もう一度いろいろ検査をするのがよからうとということでございますが、大体いままでのケースでわれわれ関連しておると思いませんけれども、やはり行政で国民の気持ちに安心を与えることも大事でございますから、重複するようなことがありまして、そのような必要があれば、またいろいろな手段を講じて、また検査の足りないところを補足するなりいろいろなことを講じて、地域住民の方々の気持ちを安定させることも必要かと思っております。そのような措置もどうかと考えておる次第でございます。

○松本(十一)委員 必要があれば調査団の派遣もひとつ考慮していただく、こういうふうな解して、長官に対する質問は終わりたいと思っておりますが、最後に、少し時間をとりませんが、委員長にひとつ善処方をお願いしたいことがあるわけでありまして、と申しますことは、去年の三月十六日ですか、当委員会におきまして、群馬県の安中市における

カドミウム公害の問題が審議されたわけでありまして、その際に、参考人として出席されました小林教授、先ほど生野についてかなり断定的な発言をしておられますが、その教授が、参考人として、われわれ同僚議員の質問に対しては「私は、カドミウムにつきまして、もちろん医師でありませぬから医学的なことはしようとしてございませぬ」ということを言っておられるが、去る七日、一昨々日の当委員会における発言、これは速記録でありませぬから、私もその内容、ニュアンスにあるいは聞き違ひがあるかと思っております。しかし、こういう趣旨の発言をその同じ小林教授がやっておられるわけでありまして、「人体がカドミウムに汚染されてからイタイイタイ病になるまでの症状は、一期(潜伏期)、二期(警戒期)、三期(疼痛期)、四期(骨格変形期)、五期(骨折期)の五段階に分けられるが、症状判定の一つのきめ手とされるエックス線写真では脱炭現象が進み、骨の三〇%以上が失われなければ異常があらわれない。一〇ないし二〇%の初期症状はエックス線写真に出ないが、写真に異常がないからといって、イタイイタイ病でないとは言えない。厚生省は一期から三期までを単にカドミウム中毒症と言ひ、四期以上の重症になって初めてイタイイタイ病と呼んでいるが、最近では早期発見が進み、症状の軽いうちに見つかるといふため、レントゲン写真に異常があらわれないだけで、生野や安中の患者にはたん白尿や骨の痛みがはつきり見られる。これはカドミウム中毒症というよりも、イタイイタイ病の初期症状といふべきである。」

「こういうことをこの委員会の席で答弁しておられるわけでありまして、一年前には「医学的なことは何も知らぬ。私は分析だけだ。」と言っておきながら、医学的なことを発言し、他の医者のことは引用されたわけでありまして、これは問題ではないかと私は考えるわけでありま

す。さらに、去年の蒸し返しになります。三月十六日の同じ発言におきまして、例の安中の女性の臓器のカドミウム含有量を調べた際に、これまた同僚議員に対する答えであります。同僚議員の質問はこんなのです。「解剖のときには遺体の状況とか臓器の状況をあとの記録として残しておかれることは初歩的な常識であるというふうなお話でございましたが、そういったときの写真をとっておられないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。」

「これは科学的な実証的なやり方をしておられるのかという感じがしないでもない。おられない方がいいとやかく申し上げたくないわけでございますが、クロスチェックすべきではないかということに対して、いや、そんなことやっておりませぬ。私の分析は信念を持ってやっておりますから結果は確かでございます。こういうことでございまして、何となくこの辺のところ、しろうとして釈然としないものが残るわけでありまして、さらに、また、萩野教授、私はお目にかかっておりませぬので何とも申し上げられませんが、たまたま去年の夏ごろの「文藝春秋」ですか、ルポライターの田村洪氏が書いておられます。「イタイイタイ病悲劇のかげに對立する三人の公害告発者」

「果して誰が真実を語っているのか?十年前、奇病の原因解明に取組んだ萩野昇、小林純、吉岡金市の三博士が「榮譽」の座をめぐって繰り広げる宿命の対立」ということで、かなり長いレポートが出ております。これは権威のあるものでないと言われればそれまでのことでありま

して、私もそれほど申し上げませんが、私が受けておりますイメージから申しますときに、萩野医師がはたして臨床に徹しておられるお医者さんであるのか、私個人の感触から言えばやや疑問とせざるを得ない、こういうことではあります。やはりこの辺で、どうもカドミウムといふものとカドミウム中毒症といふものとの相関関係はありましよう。さらにまた、それからイタイイタイ病に至るまでのつながり方につきまして、相関関係、牽連関係はあるのでありましようが、はたして因果関係ありと医学的にあるいは科学的にはつきりと言えぬのかどうか、どうも私としては疑問が残るわけでありまして、おそらく同僚委員の中にも同様の感触をこれまでの当委員会におけるいろいろの審議の場を通じて感じておられる方が多いだらうと思ひます。なかなかな厚生省の中にもいろいろの調査があつて、かつてイタイイタイ病についてやられてこられたようでございますが、この辺で当委員会の権威にかけましても、そういった詳しい方々を参考人として呼んでいただきまして、そして、いろいろ質疑を重ねながら、結論は出ないでも、多数説のおもむくところはどこにあるのか、大かたの現在の科学なり医学なりの解明し得る限度におきまして、イタイイタイ病あるいはカドミウム中毒といふものの実体といふものはどうなのか、こういうことについては、どの程度の結論に近いものでも出せばありがたい、こういうことでございまして、そういう機会を持つことについて、委員長において御善処願いたいと思ひます。

○田中委員長 松本君に申し上げます。ただいまの参考人を呼んで、こういう御提案につきましては、後列理事会で相談の上、前向きに善処していきたいと思ひます。

○松本(十一)委員 ありがとうございます。そこで、最後に結論として環境庁にも御要望したいと思ひますが、何と申しましても、公害に基づく健康被害といふものは、その地域の住民のみならず、広く国民全般にとつても重大な関心を

持っている。早くこういつたことについて、決着をつけるというか、結論を出していただきたいという願いでございます。なかなかそれは医学的にはむずかしいところもございましょう。しかし、それに対して最善の努力を早急にひとつやっつけていただく。万が一不幸にして、そういう健康被害が因果関係として出てきたことであるならば、これはまた不幸なことでもございますが、またこれに対する対策というものを早急に立てていただく、これを重ねてお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

○大石国務大臣 ただいまの御意見はごもっともだと思います。私どももできるだけ迅速な正しい判断を行ないまして、この公害問題に対して対処してまいりたいと考えております。願わくは、できるだけ公害患者はないほうがいい、こう願っておりますが、しかし、われわれ環境庁というものは、被害者を救済する、そういう立場にあるのがわれわれの立場でございますので、そのような患者がもし不幸にして出た場合には、そういう点十分な措置ができるような方向に進めてまいりたいと考えています。

○田中委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。林義郎君。

○林(義)委員 ただいまの松本君からの御質問の中で、環境庁長官のことばに、私ちょっと疑問点がありますので、重ねてお尋ねしたいと思っております。いま松本先生からの話でありました中で、まだはっきりしておらない、いずれにしても萩野先生その他の方々が調べられたものについてははっきりしておらない、それだから調べるんだという話でございます。どうも私、かつてでございますが、新聞等を読みますと、もうはっきりしているんだというふうな印象で聞いております。その辺は、環境庁なり厚生省のほうでどういうふうな形で確かめられたのか。どうも長官の見解と新聞で得たところのわれわれの感じと違うものですか、その点はちょっともう少しはっきりとお答えいただきたいと思っております。

○山本説明員 答えたいと思います。私ども、今度の生野の問題につきまして、萩野先生に直接話をまだ聞いておりません。私ども、現在聞いておりますのは、県のほうとして鑑別診断研究班を今月中には一応催す予定でございます。そういつたときに、県のほうから持ち寄っていただきましたとき、萩野先生も当然御出席なさいますのうございまして、そのときにいろいろお聞きしてみたい、こういうことでもございまして、新聞報道のほかに、私どもまだ萩野先生のほうには確認しておりませんが、まだ検査等に検体の検査が全部済んでいないというようなことを私ちょっと漏れ聞いておりますが、確認しております。

○林(義)委員 そういたしますと、私ちょっと長官の答弁が、私が聞いていたのはちょっと違うんじゃないか。何か長官の答弁は、萩野さんのほうはまだ出ておらないというふうなニュアンスで聞かれましたが、その辺はもしそれなら、長官の答弁と新聞に出ておるとちょっと違います。いままた環境庁の答弁と違いますが、その辺ははっきりしておいていただいたほうがいいと思っております。

○大石国務大臣 別に私はそれは違いはないと考えております。実は、山本課長からいろいろな報告を聞きまして、萩野医師が患者を検査をしたけれども、まだ全部の検査が終わっておらない、結果が出ておらないという段階でございます。という報告を聞きまして、やはりまだ結論は出ておらないと考える以外にございせん。どのような検査をしまして、検査の結果が全部出た、それを総合して病気であるかどうかは判断するものでありますから、まだ検査の結果が出ておらない段階におきましては、断定できるはずはございません。そういう意味で私はまだ、その萩野医師に聞いたわけではございませんが、検査が終わっておらない段階ならば、どんなことがあるかと結論が出るはずはございませんから、まだ出て

おらないと私は考えているわけでございます。○林(義)委員 わかりました。どうもありがとうございます。○大石国務大臣 ちょっともう一つ、誤解のないようにわれわれの考え方を申し上げますけれども、環境庁としては、すでにいまままで兵庫県と十分に連絡をいたしまして、そうしてイタイイタイ病患者の疑いに対する検査を、イタイイタイ病患者は、イタイイタイ病ではないという結論でございますから、われわれはそれを信用いたしております。いたしてありますが、ただ、萩野医師その他から疑いがあるというところで問題が提起されておりますので、たとえそれがわれわれと直接、厚生関係と関係のない方にしましても、そのような疑いが提起されておれば、地域住民にいろいろ不安を与えます。そういう意味で、不安を除去することもわれわれの行政の一つであると思っております。そういう意味で、かりにイタイイタイ病であるという萩野医師の結論が出ましたならば、それをやはり十分に考慮に入れて、さらにいろいろな手段を講じまして、あるいは萩野医師と兵庫県の審査会の方々の話をすることも必要でございまして、学会で検討することも必要でございまして、あるいはいろいろな鑑別診断班を出すことも必要でございまして、そういうことをいろいろとそのあとで、その結論が出ましたならば、そういういろいろなことをまた処置を講じまして、その最後の正しい判断をいたしたいと考えておるわけでございます。

○田中委員長 松本君の質問を終わりました。次に、三木喜夫君。

○三木(喜)委員 三菱金属生野鉱業所から排出されるところのカドミウムの汚染について私もお伺いしたいと思っております。

○三木(喜)委員 三木君の質問を終わりました。いまだんだんと聞いておりました、問題は、調査のしかたにあるんじゃないだろうかと思っております。兵庫県は大体断定に近いところの結論を出しておられますけれども、萩野医師を中心にして、これは疑いがあるということをやはりデータに

よって主張しておられるわけですか。

〔委員長退席、八田委員長代理着席〕

そこで、私は環境庁あるいは厚生省にお伺いしたいのですが、調査の上で疑問はないか、これをひとつお伺いしておきたい。どなたでもけっこうです。きょうはわざわざ非常に熱心な長官もおいでいただいておりますので、この点をひとつ突き詰めておかぬといかぬと思っておりますので、最初、両者の調査に違いはないか、そういう点をお伺いしたいと思つて。

○船後政府委員 兵庫県が実施いたしました健康調査は、環境庁から出してありますカドミウムによる環境汚染暫定対策要領、これに基づいた検査でございます。萩野医師がどのような検査をなさいたしましたか、現在私どもは承知いたしております。それらの詳細につきましては、とりあえず県の衛生部長の報告を求めたいという手はずをしておるところでございます。

○三木(喜)委員 要するに、こういう調査はやはり住民の不安を除く、いまもお話ありましたが、住民が非常に不安がっているわけですから、県が公的な立場で断定を下したということである。一方はやはり学問的な立場からということで安心する間を授けておられる。そうなりますと、地域住民はたいへん不安になってくるわけですね。

そこで、いま質問したことに対する答えになっていないのですが、片方は知らぬ、片方は厚生省なり環境庁からいったやり方で調査をしておるのだ、こういうことなんでしょう、不安の中にある問題といたしましては、やはり最近、公害の実地調査に対するところの住民参加ということなんです。今度の場合、県の調査というものはその住民の願ひというものを果たしておったかどうかということ、それからその結果については地域の区長とか、こういう人々にはよく話をされておるかどうか、不安という点でお伺いしておきたいと思つておる。それは兵庫県のことから知らないわい、こういうことなんでしょうか。それともこ

これはこうなんだという御説明をただけです。調査のしかたについて、あるいは調査をした結果について、住民との対話あるいは調査のしかたに住民参加があるのかどうか、こういう点をお伺いしておきたいと思ひます。

〔八田委員長代理退席、委員長着席〕

○大石国務大臣 御質問に的確な答えになるかどうかわかりませんが、考え方を申し上げたいと思ひます。

われわれは兵庫県と連絡をいたしまして、兵庫県の組織する学者団によりましてイタイイタイ病に関する一斉検診をいたしました。どのようなことをやりましたか、こまかいことはわれわれも聞く必要ありませんし、それは存じません。当然、医者として、医学者として検査をするに必要な検査をされたと思ひます。住民の対話ということがどういふことかわかりませんが、住民の対話とどういふつながるかかわかりませんが、学者として、医学者として、医者としての妥当な検診をいたしたものと私は考えております。その結果は、イタイイタイ病はなかったという判定でございますから、私も喜んでおります、安心もしております。ただ、やはり、さらにイタイイタイ病のいろいろな経験を持つておる萩野医師という方々が、学者としての良心から、医者としての良心から疑問を持たれて検査をされたというところでございましょう。それは直接環境庁と関係ございせんが、しかし、直接関係はなくとも、一部の方々からでもそのような疑問が出れば、これを無視することは正しくありません。ですから、萩野医師の結論がまだ出ておりませんというところでございせんから、これは聞いてみますと、兵庫県の衛生部も萩野医師と話し合いをしておることでございせんし、結論は出ておらないのでございせん。ですから疑問を持つのは当然でございせん。正しいことだと思ひます。その検査の結果何でなかったというこゝにあればそれで済むと思ひます。万事おさまりませぬ。しかし、不

幸にして、その結論がイタイイタイ病であるという判断に達しました場合に、やはりこれは問題が残ります。ですから、その場合には、こういうものは今後どのような検査をしてもっと実態を究明したらいいかというところが問題になりますから、その結論が出たあとにやはりその対策を立てるというこゝにするわけでございまして、いまの段階は萩野医師の診断を待つておるといふ段階で、それによってすべて方向がきまると考えております。

○三木(喜)委員 その御答弁は先がた松本委員のほうにもいただいたのでわかるわけですが、両者の調査のしかたの中に、私は感じとして、両方も比較対照し、いま松本委員のほうから言われまされたように、こゝにおいていただいて、その調査された中身を聞きましてはつきりするのですけれども、しかし、聞くところによると、この萩野医師は十三年前からこれを調査されておるといふことですね。それから、兵庫県は一年がかりでやられておるといふことですね。やはりその時間的なウエイトをかけなければいけません。私にはもうちょっと現地の中身に入った質問をしてみたい、あるいは検討してみたいと思ひます。そういう点で違つておるといふ感じがするわけですね。

それから患者についても、こういう状況は老化現象であるというきめつけ方と、あるいはそのレントゲン写真とイタイイタイ病のいままでの経験のあるところと対比してみても、そうしてこれは確かにそういう疑いがある、こういう見方であると思ひます。それから、先がた、これは長官にお伺いせぬと、事情を知つておられる人に聞きたいと思ひますが、住民が納得するやり方としてどういふ説明をしたか、こういう質問をいたしました。たとえばある地区の学童全部の髪の毛を出させて、それを調査されておりますが、これに対する結果は、住民なり学校に知らされておりますか。小さい枝葉のようなことを言うようですけれども、不

安という問題から私は申し上げるので、御存じないですか。

○大石国務大臣 それでは私に関する質問からお答えいたします。

萩野医師に私はお目にかかったことがありませんが、一開業医として一生懸命にイタイイタイ病に取組まれました、いろいろと十数年も努力された姿には心から敬意を表しております。この十数年という萩野医師の経験はたつとものと思ひます。イタイイタイ病につきましての十分な見識と信念をお持ちのことと思ひます。ただ医学というものは客観的に判断をするものでございませぬ。その道の経験がなければ診断がつかないといふのは、いまから四、五十年前の医学でございませぬ。徒弟制度のような医学の時代にはそういうようなことが行なわれまされたが、いまの医学にはそういうことは許されませぬ。すべては正しい客観的な知識と検査の方法、診断の方法といふものは確立しておりますから、もつとも、わからない病気が別でありますけれども、そういうことで、たとえそのような患者を見たことがない医師でも正しく診断し得るような態勢にいまなつておられるわけでございます。そうなつてなければ、とうていこの医療といふものは信頼してかかることができないといふことでございませぬ。したがしまして、たとえ兵庫県で組織されておる審査委員の方々がこれは必ずしもそう十分の、イタイイタイ病に対する経験が少なからぬとかなんとかいふことがありましようとも、それはやっぱり、すぐれた医学者でございませぬし、いまの検査の方法、診断の方法で決して間違ひはないと考へます。ただし、やはりこれは疑いを持つと、医学で疑いといふのはしるうとの疑いとはちよつと違ひますが、これは全部客観的に判断するとは申しませんが、やはりそこには多少の、いろいろの経験とか自分の勉強なりすべてのものの見方なりについて、自由な判断といふものがまだ残つておると思ひます。そういうものの違いが今回の萩野医師の疑いを持たれたところであらうと思ひます。したがしまして、私ど

もは、それに対しては十分に萩野さんの経験なり努力というものを尊重いたしました。その結果をお待ちしているわけなんです。決してそれは無視はいたしません。幸いに萩野医師がこれはイタイイタイ病でなかったという結論が出れば、それにこしたことはございませぬ。住民も安心をすると思ひます。不幸にしてこれがイタイイタイ病であるという結論が出れば、これはどちらが正しいか、というところをおかしのようですが、それを十分に、今度はお互いに、萩野医師の見識といふものを検討する機会をつくりまして、そして医学的な最高の権威によって最後の決断を、判定をするように持つていきたい、こう考へておるわけでございます。

○山本説明員 私ども県から届きました報告書を見てまいりますと、四十七年の一月二十日に第二次検診の結果について公表しておりますが、その中に、学童及び地域の人たちの毛髪中のカドミウム濃度を検査しております。人数についてはここに記載されておませんが、それぞれの地域ごとの濃度をあらわしてございませぬ。そして、学童の毛髪中のカドミウム濃度については異状が認められなかつたというコメントがついております。ただこれが個人の人に対して結果の報告がなされたかどうかといふことについては私聞き漏らしておるわけでございますが、おそらくこれは、この地域を考へる場合に、地域の全体の汚染状況を調べ一つの目安として毛髪のカドミウム検査をしたのだ、こういうぐあいに理解をしておるわけでございます。

○三木(喜)委員 その答えだけでもちよつと満足しませぬね。結局毛髪にカドミウムを含んでおるかどうかという調査ですね、こういう問題でも、異状がなかつたといふことは、異状にもいろいろあるのですか。全然なかつたのかあるいは他の地域と比べるとかなり濃度が高かつたとか、そういうことによつて、さらに、いま長官の言われるいわゆるイタイイタイ病でないというふうな、いまの疑いのある人がそういうものでないと思ひましたし

は、改良資材の投入に三百六十万、それから四十五年産米の自家保有米につきまして二百五十二万、それから四十五年産米の自主流通米について四百三十三万、それから会議費として六百七十五万、それからいま申し上げましたような項目に入らない金額を一括いたしまして見舞い金として三千五百十万、これを合計して五千二百万というところで解決をしたという報告をもらっておるわけですが、いま先生お尋ねの四十五年産米の自家保有米、それから自主流通米の単価それからこれからくる反当りの単価につきましての考え方というものは、私ども現在のところは聞いていないわけでございます。

○三木(喜)委員 もう時間がないですから、そういう聞いてないことを別に言うていただかぬでもいいわけですが、とにかく違ひはどこかということをお調べいただいで後ほど知らせていただきたいと思ひます。

それから鉱山局来ておられませんか。——この問題につきまして三菱金属の社長が、早く統一見解を出してくれ、こういうことをきょうの地元の朝日新聞で発言されておるようですが、早く、早くという意味は、そんな一朝一夕にきまる問題でもありませんし、両者の言いつの統一見解ということになると、足して二で割るということになります。片一方は、たとえばかりに六十万円補償を要求する、片一方は十万円がいい。そうすると、中をとって三十万円、そうすると、一方は提示した十万円から三十万円になったから三倍とれたというふうな、こういう補償の考え方があるのです。そういうことではなくて、鉱山局として、何か来年閉山になるそうすけれども、これに対する補償措置というものをどういうふうに指導されて、閉山してからもこの補償措置はとられるのかどうか。それから鉱山局のほうからおいでになつておれば聞いておきたいのですが、その補償措置が、補償額が多いために、これは労働者がここでやめる人が多いですね。その労働者が職を失います、この対策と関係はないか、その辺もお

伺しておきたいのです。補償問題もかなり大きく出てくると思うのですが、いかがですか。

○久良知政府委員 本日三菱金属鉱業の社長が早く統一見解を出してもらいたいという要望をしたという先生のお話でございます。私まだ正確に社長の要望がどういふものであるかというところは聞いてはいないわけですが、想像いたしますに、やはりイ病の原因について早く統一見解を出していただきたいという要望ではあるまいかと思うわけでございます。

それから、閉山にあたりまして、鉱害の補償の問題、それから労働者対策の問題が非常に大きな影響を受けることではないかというお尋ねでございますが、閉山をいたしましたも、鉱業権者といつたしまして、加工した結果出た鉱害についてはやはり依然として賠償責任というものはそのまま統くわけでございますので、これは当然三菱金属鉱業が賠償するということになるわけでございます。

それから労働者の対策にあたりまして、これはやはり私も閉山にあたりまして一つの非常に大きな指導対象としておるわけでございます。過去にいろいろこういふ大手の鉱山の閉鎖という問題があつたわけでございますが、いづれも自社もしくは自社系統の企業に吸収をいたしまして、大きな問題は残していないわけでございます。

○三木(喜)委員 最後ですが、農林省にお伺ひしたいのです。

いま、ずいぶん汚染土の客土の問題の話が出ておりましたし、地元ではずいぶんこれはやかましく言つております。したがういまして、これは構造改善事業の対象にはならないのか。構造改善事業は大体二百町歩を単位としていますね。しかし、現地では大体九十五町歩でこういふ客土ができる対象にならぬかという要望が非常に強いわけですが、いま課長に伺ひますと、土壌汚染防止法によって対策事業として十アール単位でやれる、こういうお話もあつたのですが、そういうことで兵庫県と

連絡し客土を早急にやらなかつたら、ここでとれるところの農産物に対するところの不安は一向に解消されない、土がそのままでは……。そういう点に対するところの対策と見解を聞きたいと思つたのです。これは地元では非常に重要な問題です。から伺つておきたい。

○住吉説明員 ただいま公害防除の特別対策事業の実施の方法でございますが、先生御案内のとおり、この特別事業を進めてまいりますためには、まず土壌汚染地域の指定がせられまして、これに對しまして対策事業を各知事が立てられまして、農林省の承認を得て、さらに土地改良事業としてこれは実施することになっておりますので、土地改良事業の系統をやつていただきまして事業を実施するというような運びになるわけでございます。

この分野につきましては、まだ汚染地域の指定を受けておりませんが、したがって、手続は上がつてまいりませんが、農地局といたしまして、来年度予算でも、この申請された場合を予想いたしまして、国費で約一億六千万というふうな事業予算を要求しております。手続が参りました場合には、受けてすぐ事業を実施できるという準備を整えております。

○三木(喜)委員 現地の試算によりますと、大体一反歩に対して三十六万円費用がかかる。小さい地域ですけれども、ここで大体三億圓くらいの費用がかかる、こういうことなんです。それが本年土壌汚染防止法によつての対策事業としてはわずかに国は二億圓、これで環境庁長官、客土をしたり汚染対策がやれるかどうかという問題ですね。こういうかなり長い間汚染が浸透しておる地域に対して、年間二億圓だけでどう対策を立てていくのか。一地域だけでも三億六千万圓ぐらゐの金が必要なのですが、どうされるのがよいと思われませんか。それだけ伺つておきたいのです。

○大石國務大臣 いま土壌の汚染度を調査しておりますので、おそらくはその結果が出次第、これはその指定地域になると思ひます。そうしますと、いまお話しのように土地改良が行なわれるわけでございますが、これは全部国費でやるわけではございません。企業者が大部分を負担いたします。そうしてその一部を国で出すということになりますから、どのくらいかかりますかわかりませんが、相当の仕事ができるはずでございます。ことに、いろいろな地形にもよりましようけれども、客土というのは、反当三十六万円といつた、これは相当、埋め立てをするくらいのもので、新しい干拓をするくらいの手算になりますから、反当三十六万円というのは私は相当過大な土地柄によりまして、一般には客土はそれほど金がかからないと思ひます。そういう意味で、企業の負担が中心になりますから——いまの二億で足りないかもしれませんが、そういう地域が多くなれば足りませんが、一応やれる。もし足りなければやはり国費として、いろいろ予備費の支出もできますから、そういうことで、足りなければ十分に努力してまいりたいと思ひます。

○田中委員長 三木君時間が参りました。もう一問だけ許します。

○三木(喜)委員 大体終わりましたが、結論を急げとかあるいは統一見解を早く出せとかいふ問題は、イタイイタイ病というカドミウム汚染の頂点の問題ではなくて、汚染全体にわたるところの対策やそういう企業責任を明確にしたところの結論を出してもらいたいと思つたのです。

いまお話のありましたように、汚染対策としては、半分は企業、残りの五五％が国、そしてその残りを自治体、その地域の町村と県ということになりますから、そういう対策はやはり相関的にお立てをいただきたい。これは環境庁長官に特にお願いしておきたいと思ひます。

○田中委員長 三木君の質問は終わりました。次に、岡本富夫君。

○岡本委員 いま論議されておりますところの市川流域のカドミウム汚染につきまして、若干私も

質問いたします。

まず、市川流域の汚染調査をなさいました。それから福島県の警備町の調査もなさいました。これは私も現地を調査してやったわけですが、この相違について、まずこれは農林省のほうからお聞きしたい。米の交換とかいろいろのことがあると思いませんか……。

○中村(健)政府委員 調査につきましては、私のほうでやっておりますので、私のほうからお答ええしかねると思いますが、その警備町あるいは生野地区におきまして食糧庁が扱っておりますカドミウム汚染米の在庫その他につきましては私のほうで調査をいたしておりますので、この点についてはお答えをいたしたいと思います。

まず、生野地区でございますが、この地区につきましては、四十五年産米以前の米につきまして食糧庁が買って現在持っておりますカドミウム汚染米は約七十トンでございます。このうち約四十トンが一PPM以上の米でございます。六十トンが一PPM以下でございますが、配給に回さないということで保留をいたしております。そのうち十トンは農家の保有米と政府米と交換をした結果、政府の所有になったカドミウム汚染米でございます。警備町につきましては、四十五年産米以前の米が政府で保留いたしておりますカドミウム汚染米といたしまして三百七十八トンでございます。いずれもこれは一PPM以下の地域の米でございます。四十六年産米につきましては現在調査の途中でございますので、確定した数量は申し上げられませんが、生野飯山関係の地域におきまして地域で生野町と朝来町、大河内町の三町村につきましては、県のほうで一PPM以上の米が生産される地域とそれ以外の地域というふうな線引きが終わっておりますので、この町村の数字は確定いたしておりますが、残りの町村につきましては現在そういう作業をいたしておりますので、この米を私のほうで保留をいたしておりますが、その数量を申し上げます。四十六年産米につき

ましては生野飯山関係地区で約三百トン程度が申しましたようなカドミウムの関係の米として政府が手持ちするようになることと思っております。そのうち約六十トン程度が一PPM以上の米になるかと思っております。それから農家が保有米と交換をしてもらいたいという希望を持っておりますが、数量が約二百六十トン程度になると思っております。警備町につきましては約百七十七トンの米が政府の保留する米に相なると思っております。そのうち十八トンが一PPM以上の米がござりますというところで県のほうで線引きされました地域からの米でございます。

○岡本委員 そこで長官のほうにお聞きしたいのですが、カドミウム汚染米の政府手持ち、これが四十七年度だけを見ますと、要するに福島県の警備町では一PPM以下が百七十七トン、それから一PPM以上が十八トン、それに対して市川流域の四十六年度を見ますと一PPM以下が三百トン、以上が二十六トン、こういうことになりまして、私これを見まして、この量からいっても決して相違はないと思うのですが、福島県の警備町は要観察地域になっております。ところが市川流域はそうなっていない、なぜ同じようにしないのか、この点をひとつまずお聞きしたいのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 詳しいことは局長に答弁させていただきますが、大体要観察地域にする場合には、環境庁と地元との間の話し合いによって、両方の了解によってこれをすることにいたしております。たとえば話は違いますが、生野の地方、これもお話によれば大体要観察地域になっていくべき土地と思っております。これは兵庫県のほうで、われわれでやるからただ協力だけしてもらえばいいという、そういう兵庫県の希望がござりますので、あそこは要観察地域になっておられないのでございます。今度の場合もそうじゃないかと私は一応考えまして、そういう答弁をするわけでございますが、なお正確なことは局長から

答弁させたいと思っております。

○船後政府委員 生野地域は国の要観察地域になっておりませんが、兵庫県ではこれに準じまして独自に要健康調査地域として実質的には同じような措置をとってまいっております。今後の問題として、要観察地域指定の要否は検討してまいりたいと考えております。

○岡本委員 兵庫県の市川流域にはイタイイタイ病あるいは今後そういうものが起こらないということを発表をいたしておりますときに、それに対して環境庁の山本公害保健課長はこういう談話を発表しております。兵庫県からはまだ聞いていないが、市川流域は要観察地域に含まれておらず、常識的には考えられない、こういう談話を発表しておる。これは間違いではないですか。

○山本説明員 お答えいたします。私が四十五年のカドミウムの総点検以降の兵庫県の汚染のデータを見ておりました、一応そのときには県から実は聞いておらなかったわけでございます。新聞のほうからの問い合わせに對して、いままでのデータから考えればないであろう、こういうぐあいに私思っておったわけでございます。しかしそのときにさらに県の調査を十分見て最終的な考え方をしたい、こういうぐあいに実はつけ加えておるわけでありまして、そういう趣旨のお答えをしたように記憶をいたしております。

○岡本委員 長官、ここで私判断していただきたいのですが、いま食糧庁から話があったように、要観察地域の福島県の警備町と何ら変わりがないのが生野飯山の市川流域の姿である。しかもあんなの答弁では、兵庫県のほうから要観察地域にしないまでもよろしい、私のほうでやるからというのであれば要観察地域と同じじゃないですか、結果的に見て、であるのあなたのはの課長さんの、要観察地域に含まれていないからそういうものが出てくるというのは常識的には考えられないというふうな非常に軽率な見解は私はおかしいと思

思うのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 どうも多少表現のしかたが舌足らずであったような気がいたしますが、そのほかのいろいろな発言もあつたのでしようけれども、ある短い部分だけをとりまますとそういうことにもなりますので、以後はよく注意するようにいたしますので、ひとつ……。

○岡本委員 次に、環境庁長官にお伺いするのですが、兵庫県のデータは全部出ておりますか。要するに尿中カドミウムあるいはいろいろなデータですね。全部環境庁のほうに出ているでしょうか。それをひとつ提示してもらいたい。

○大石国務大臣 総括的な一応の調査報告が来ておりますが、なお詳しいデータにつきましては十五日に県のほうから書類を持ってまいるといふことになっておるようでございます。

○岡本委員 そこで兵庫県が発表いたしましたこの見解につきましては環境庁のほうに指示を受けたのかどうか、連絡があったのかどうか。前の日に兵庫県から環境庁のほうに連絡に来ておる、こういうことを私は兵庫県のほうからあるルートを経て知ったわけですが、その点はいかがでしょうか。

○山本説明員 お答えいたします。県が発表される前日に私のほうへ参りまして、いま長官からお答えいたしましたようなデータにつきましてのあらましを口頭で承りました。県の最終判断につきましては判断がむずかしいような点がありましたならば、国の鑑別診断研究班というのがあるので、そこへ持ち込んでくれればそちらで判断してもよろしいという点を十分含んだ上で県の判断をしていただきたい、こういうことをつけ加えて当時お話をしておりました。

○岡本委員 そこで長官、こういうことを考えますと、県が発表するといふのであればおそらくこの検査につきましてはいろいろと環境庁のほうも関係していると思っております。全然してないことはない。いままでこの汚染をいろいろと厚生省ある

いは農林省、通産省、こういったところと一緒に調査しているわけですから、そうするとこの健康被害についても県が独自で発表する、それについてはやはり環境庁のほうに連絡に来ておるはずで、それをチェックもせずに、しかもいま聞きますと十五日にいままでのデータを持ってくる、尿中カドミウムとかいろいろなもの、あるいは血液の検査、あるいはデイスカですか、そういうのを保持して行くのですが、そういうものをあなただけで見るのではなく、ただ支障がなかったらいいから、これは私は軽率ではないか、こういうふうに思うのですが、非常にきびしい言い方であり、納得できない、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 今度のカドミウム患者についての検査のごときですが、これはすでに以前から十分な連絡をとりまして、御承知のようにカドミウムによる暫定対策要綱というのがございまして、これくらいの厚いパンフレットがありまして、そういうものを中心にして検査の方法なりやり方をすべて十分に打ち合わせをしてやっておるわけでございます。しかも兵庫県としては、いろいろな仕事もやる県でございますし、それからあの委員もみなすぐれた優秀な学者でございます。そういう点からわれわれはその仕事については、結果につきましては十分な信頼を置きます。したがって、先ほどの課長の話にもありましたように、鑑別診断を要するならばこちらでそういう努力をするということをするに申し伝えておりますが、そういうものを向こうで要らないという方針のもとに発表しておりますから、われわれは決してこれは軽率ではない、十分に検討者の能力と実力というものをわれわれは信用しての上でございますから、そのような判断をいたしておるわけでございます。

○岡本委員 しかし、この兵庫県でやったところの——これも兵庫県でやらないですね、診断を別につくっておるんですね。何といいますが、

一つの逃げ道をつくっているわけですが。変な話をしておかしいのですが……。いずれにしてもこうしたものも発表する場合には、やはりあなたのほうに発表していいかどうかいろいろ連絡がある。これは私いままであちこちで試験データを見たときに発表せよという、いやこれは国のほうに許可を受けなければ発表できないんだとか、あるいはまだ連絡してないんだとか、そういうことがたびたびあったのですが、そういうことや長官のほうで、環境庁というものは全体を統括しなければならぬという立場から全体のデータを見て、しかも長官はお医者さんです、そんなしろうとではないわけですからチェックをして、そうしてこれならよからうということにならないれば、信頼しておいてもこういうことでは今後——いままでのところはしかたがないとしましても、やはり注意すべきじゃないか、こういうふうに私は思うのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 実は私は環境庁長官になりました当初からいろいろ皆さまに御意見を承って御指導を賜っておりましたが、その中の一つの大きなことは、すべてのデータは手を加えないで正しく公表せよ、できるだけデータというものは広く公表して知らせなければならぬという御指導は賜わっておりますが、私はその方針を堅持しておるものでございまして、なまじわれわれがその結果がおかしいと思つた、われわれが直接検査もしないでそのチェックをしたりますこと、これは正しいことではないと考へておりますので、私はそのような環境庁が上級役所ぶつて手心を加えるということにあまり賛成ではないのであります。

○岡本委員 そうでしょう、データに手心を加えたりあるいはまたデータをごまかしたり、そういうことはしてはいけないという長官の強い姿勢、それならば私は、この兵庫県の見解発表を公表されるに全部データを公表して、こういうわけだからカドミウム中毒あるいはイタイイタイ病は今後起こらないのだという、きちっとしたところを公表して初めて住民の皆さんは納得すると思う

のです。これは長官がいまおっしゃったとおりです。ところがデータは伏せておいて、ただここに項目がずつと出ておられますけれども、こういう検査をしました、ところが何でもありませんでした、これでは私は少し納得ができません。

次に申し上げたいことは、尿中カドミウムの濃度について二十四時間三〇マイクロリットルをこえるものがなかった、こういうことを発表するならば、それならば尿中カドミウムはこれだけであつたというほんとのデータをやはりつけるべきではないか、そうでなければこれは一方的の見解発表じゃないかと私は思うのですが、長官の現在の考え方をひとつ教えていただきたい。

○大石国務大臣 データを公表するということと、たとえば検査の結果をすべて細大漏らさず一人一人の尿中カドミウムについて何がどうのこうのというこまかいデータまで発表するということは別のものだと私は思うのです。これはイタイイタイ病であるかというところを中心とした検査のごときでございますので、それについてはあらゆる検査をしたでしようが、その結果については、大体イタイイタイ病ではない、その根拠はこういう理由であるということの発表であれば、私は十分だと思つて、ただしその場合のいろいろデータについて、専門的に必要がある場合には幾らでも発表する、知らせてよろしいけれども、一々何も、医学的に判断も何もつかない人までねらつて、すべて一人一人の患者の尿中の何がどうであるかということだと思つて、これは私はほとんどうに意味のないことだと思つて、それは論議と申しますが、そういうものは正しく出しては、その必要があるという方に対しては公表するということでも十分ではないかと思つておられます。こまかい、どのような発表をしましなさいか、私は実際に書類をまだよく見ておりましたので、正確なお答えになるかどうかわかりませんが、そのような基本的な考え方でよろしかろう

と私は考えます。

○岡本委員 山本課長に聞きたいのですが、あなたこの発表について、長官にも相談しなかったの。いま、こまかいことは全然聞いてないと言っている。

○山本説明員 県が独自に調査を進めた問題でございますし、私も、県の進める手順の問題につきましては、こういった専門の先生を集めて、その専門の先生方の御意見を聞いて最終発表に持ち込みますということでございますので、発表文の内容等につきましては、私も当時聞き及んでおりませんし、したがって、長官にも御相談はしなかつたわけでございます。

○岡本委員 私はその点について、やっぱりちょっと軽率だと思つた。これをなぜ私が言いたいかと申しますと、実はまだ中間発表です。全部の検査はまだできておりません。これは私は記者の皆さんにも申し上げました。

そこで、尿中カドミウムにつきましても、私も、一日の量で三・四マイクロリットル、こういうようなものが出てくるわけですから、それからデイスカ、このイタイイタイ病のパターンというのがあつた。あなた御存じだろと思つておられますが、これも二人はちゃんと出ています。それから、イタイイタイ病になりますと、無機燐の定量が非常に少なくなると、これも一・四あるいは二・七が普通ですけれども、一・二ミリに落ちてくる。これは神戸衛研で調査した。またエックス光線、レントゲンの写真を見ても、相当骨が変質層の徴候を示している。こういうことを見ると、カドミウム中毒によつて——カドミウムというものは、御存じのようにカドミウム中毒がずつとイタイイタイ病に移行するわけですから、このイタイイタイ病を分けたというのは大体おかしいのですけれども、これは長官御存じのように、病氣というのは一べんにばつとある日突然なるのではなくして、それまでの経過というものがあるわけですから、そうしますと、このまま置いておくと骨折になつてしまつ

たりして、今度ほんとうのイタイイタイ病になる。そして今度それをなおすというのはいへんな手間がかかる。それよりも、早く初期におおしあける、救済の手を伸べてあげるといふことがほんとうに患者にとっては大切ではないか。これはあなたも医者さんの立場で御承知だろと思ひます。そうでなかったら予防医学というものは必要ないと思ひます。

○大石国務大臣 はなはだ申しわけありませんが、私はイタイイタイ病については何らの知識がございません。したがって、ただその信頼すべき医学者なり医者との判定を私は尊重するだけで、実際私個人としてはイタイイタイ病についてはほとんど知識がありませんので、何ともお答えすることができません。

○岡本委員 あなたの談話の中に、疑わしいものはやはり救済すべきであるというのが出ておるのですけれど、これは間違いありませんか。

○岡本委員 そうしますと、事実患者の家を私は約一年間かかってあちらこちら回りました。そして約二十数人に会いました。ところが、痛いものから、行くところ拒否する人がいます。また家族の人も、もういいから置いておいてくれと言ふ人もいます。理解ある人もいます。そういう中から私は聞いてきたわけです。したがって、長官に申し上げたいことは、お役人さんの仕事というものは、ここで診断するからいらっしやいと言つたら集まってくるような人はまだ軽症です。ですからそういう人の診断と、実際に家に寝たきりで動けない、行つたら拒否する。私はレントゲンを持っていきました。そうすると、ふとんをつかんで、痛いものですから叫んでる。そういう人がほんとうは救えない。そういう実際の事実を私は申し上げておる。その中から、私どもは今日まで約一

年かかって一人一人調査し、あるいはまた理解を受け、診療所に連れてくるのに並みたいいことではありませんでした。前の日にもうお断わりだと言ふのを、またなだめすかして連れて行って、そして診察してもらつたわけです。こういうことを考えますと、長官、私はイタイイタイ病に対しては全然認識がないのだとおっしゃらずに、認識していただきたいのです。そして萩野先生に薬をもらひまして、ずっとそのたびに届けた。そうすると非常によくなつてきた。こういう人もいます。しかも先ほど三木委員から、長年の水じゃなくかというお話でありますけれども、私も、私も調べたところによりますと、国道三百十二号線をつつと行きますと、生野峠を越えて生野町の真弓地区、そのちよつと向こうに生野高があるのですけれども、ここに宮谷川という川がある。その川に宮谷橋という橋がある。そのわきに市川の水を取り入れたときの開通記念碑が立っております。それから後飯毒水がから、この記念碑はいつ立つたかというのをまだ調べてませんが、けれども、そういうことから考えますと、これはどうしても再調査——兵庫県がただ何でもなかった、今後起こらないという見解は、私は違ふのではないか。こういうことを考えますと、ひとつ長官のほうでほんとうにこの被害者の立場に立つて、そしていまの間に救済してあげれば——それはいまは三菱さんは非常に良心的な排水のあれもやっております。しかしそれは四年ほど前からです。先ほど通産省からの答弁のように、それまではそのままでした。私中を見て来ましたが、それと、一人でも二人でも——みなというわけにいきません。私ども全部調べるわけにいきません。そうすると、一つでも二つでも基準をこえれば疑うのが医学として常識ではないか。そして救済しようというのが私は環境庁長官のあるべき姿ではないか、こういうふうに考えられるのです。いかがでしょうか。

○大石国務大臣 私が疑わしきものは救済せよという指示を出したのでございますが、これは一人でも公害病患者が見落とされることのないように、全部が正しく救われるようにいたしたいという気持ちから出したのでございます。ただし、疑わしきものは救済せよということ、疑わしいということ、これは御承知かと思ひますが、医学的な用語と普通俗に世間で使うこととは内容が違います。疑わしいというよりも、まず八〇%怪しいとか九〇%怪しいとか、あるいは二、三%しか怪しくはないけれどもあいつは怪しいんだというように、ピンからキリまでございます。しかし、医学的には、そういうものは三%とか一〇%というものは疑わしいという範囲には入りません。まず五〇%、六〇%、七〇%も大体こうであるけれども、まだいゆる定型的な症状が出ておらぬとかなんとかいふような、そういうものが疑わしいという医学用語になるわけでございます。私の使っております水俣病の場合の疑わしいというのは、そのような医学的な根拠を土台としたわけでございますが、それが一般にはどうも誤解されて、何でもかんでも片一端から患者と見てしまふというふうなわさが流れたのは残念でございますが、私の判断はそのような判断でございませぬ。もちろん、かりに生野にそのようなイタイイタイ病患者があれば、これはどんなことがあつても見のがしてはいけません。絶対にこれは救済しなければならぬと思ひます。ただ、私の気持ちとしては、そのような患者のいないことを望んでおります。これはあれば不幸なことでございますから、ですから、あるかないかは厳密な医学的な検査を経なければなりませんから、そういうような厳密な検査を心から願つておりました。たとえば兵庫県でやる調査委員にしまして、あれも聞けばなメンバーでございますから、万が一にも間違ひはないというので、われわれは安心してお話をさせていただきます。それにいたしましても、いまのお話のようにだいたい痛がついてる患者もあるようにございますから、おそらくはそういう患者もこの調査委員のほうで見のがすはず

はないと思ひますけれども、念を入れてもう少し事前に連絡しまして、十分手落ちのないように兵庫県にも連絡したいと思ひます。

なお、間違ひのないと思ひますもの、なほ萩野さんというふうな専門家がいらっしゃると、一応疑いを持っておられるのでございますから、そういうものも尊重して、その結論を見て、かりにそういう萩野さんのイタイイタイ病であるという診断が出ましたならば、それ十分に考慮に入れまして、さらに今後ともより一その調査なり検討を重ねてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○岡本委員 私が富山県のイタイイタイ病の問題を四十二年に取り上げました当時の厚生省の館林局長、厚生省では栄養失調だということはどうしても主張して譲らなかつた。その間、それから一生懸命に私も現地とそれからまた政府の皆さんにもお願いして、研究班をつくらせていただいたりして、とうとうあれがイタイイタイ病だと認定されたのが四十三年園田厚生大臣のときであります。したがって、この問題については、相応ねばり強く長官のほうも取り組んでいただかなければならないのであります。

そこで、私、もうあまり時間がありませんから、申し上げたいことは、まず要観察地域にして——兵庫県がたまわぬと言ふのだからうちのほうはしないのだということじゃなくして、同じ条件なんですから、まず要観察地域にすることが一つ、この点についてひとつお答えいただきたい。

○大石国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、県と環境庁との間の話し合い、相談によって指定することになるわけでございます。ただ、県のほうでは、われわれ十分自信がございませぬ、われわれ権威を持っておられますというので、十分環境庁とも連絡はいたしますが、要観察指定地域にしないで、われわれ同じような十分の効果をあげますという考えでおられるのでございませぬから、必ずしも無理無理押しつけなければならぬということはないと思ひますが、せつかくのお話

でございますから、さらに兵庫県にもかけ合います。もう少し検討してみたいと思います。

○岡本委員 この問題は、環境庁と相談して、もうして要観察地域にも指定するというような答弁を知事が県会でしておるわけです。それを全部私知っています。ですから、ひとつ強力に指導をして、そしてそういう方面にまず持っていく。次に、環境庁の事務次官からの通達がございますが、この四ページの第2に、「軽症の認定申請人の認定」これは「症状の軽重を考慮する必要はなく、もっぱら当該疾病が当該指定地域に係る大気汚染または水質汚濁の影響によるものであるか否かの事実を判断すれば足りること」だ、こういうように、軽症者でも救うていこうという態度が見受けられます。しかし、これは公害の指定地域でなければ何の効力もないことになるのではないかと私は判断するのです。ということは、救済法の第三条からきておりますから、そうしますと、この市川地域のここをひとつやはり指定地域にしなければならぬじゃないか。そこで聞きたいのですが、指定地域の要件として、多発するというのは大体何人くらいを多発と言うのか、「相当範囲」とある「相当範囲」とはどのくらいの範囲か、これをひとつ明らかにしていただきたいのです。

○大石国務大臣 なるほど、多発とか相当範囲というのは適当な表現でございます。私もあまり妥当な表現とは思いませんが、では、一人か二人か十人かということになりました。はつきりそこに何人でなければならぬとか、何ヘクターでなければならぬというふうな基準もつくりにくいと思えます。そういう意味で、それがあまいいな適当な表現をしたと思えますが、これはやはりいろいろそのときの情勢なり行政の情勢なり判断によってこれを指定するということをしなければならぬと思えますので、あまりそのようなこまかいことにはこだわらないで、正しい常識とそとのき的情勢によって判断しなければならぬのではなからうかと考えております。

○岡本委員 どうももうひとつ何やらわからぬの

ですが、そこで、私が大気汚染の場合で尼崎市を指定地域にしていたときは、国から調査が来た。国から調査がなかったらできなかった。富山県も新潟県もやはり国から調査がなければならなかった。今度の問題は、いかがでございますか、ここを指定地域にする場合ですね。

○大石国務大臣 まあ公害病患者にいろいろ差異があると言つてはなはだ失礼になりますけれども、たとえばイタイイタイ病であるとか水俣病のような病気、これは断じて発生してはならないものでございます。しかし、過去の不幸ないろいろな事情によりまして発生するかもしれない。ですから、このようなイタイイタイ病とか水俣病のようなものが一人でも発生しましたならば、当然その人は公害病として認定されるように、そして地域も指定されることが私は当然だと思えます。そういう意味で、あまり形式的なことにとこだわらないで、常識というのはそういうことでございませうから、そのようなことで正しく判断してまいりたいと思えます。

○岡本委員 その正しく判断するにつきまして、やはり国から調査をしないと指定地域にはしないのか、それとも異段階あるいは向こうの段階だけで指定地域にすることができぬのかどうか、これだけちょっと……

○大石国務大臣 いままでに行き方は、公害認定地域として、公害地域ですか、認定地域として指定しております。これはおっしゃるとおり形式的には国から話をしまして調査費を出しまして、何かいろいろな段階を経て、そして第三番目に大体指定するという形になっておりますが、それはいままでのやり方でございますが、緊急な場合、あるいはどうしても指定しなければならぬ事情があります場合には、そういう形式にはこだわらないでしなればならぬものは当然認定すべきだ、こう考えておりますので、そのような判断でやりたいと思つております。

○岡本委員 そういう判断でひとつこの地域を指定をしていくように、そうでなかったならばこの

事務次官通達は生きてこないということをおひとつ強調して要望しておきます。

時間ありませんので、次に、四十三年五月八日の「富山県におけるイタイイタイ病に関する厚生省の見解」、この中に、「イタイイタイ病の本態は、カドミウムの慢性中毒によりまして腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となってイタイイタイ病という疾患を形成した」ということになれば、この主因はやはり何と云ってもカドミウム中毒ではないか、こういう見解が出ておりますね。この点についても一べんはつきりお答え願いたい。

○大石国務大臣 私もそのとおりと考えております。

○岡本委員 そうしますと、兵庫県の見解である、カドミウム中毒は認められる、しかしイタイイタイ病ではない。カドミウム中毒をそのままとつておきますと、骨はほとんど脱炭して、骨折にならなかつたらイタイイタイ病ではない、こういうことを厚生省できめておる。これは厚生省に頭のいい橋本さんというのがおります、あの人がきめられたらいいのですけれども、そういうところをひとつ長官、やはりいまおっしゃったようにカドミウムの原因によってイタイイタイ病になる。イタイイタイ病というのは痛からイタイイタイ病というふうになるという逆称ですから、イタイイタイ病という名前があるので痛い痛いと云うのではなく、痛からイタイイタイ病という名前をつけたわけです。しかもこの病気がいついては、萩野先生が二十一年に復員して帰って来たらずと手がけてきた。その当時厚生省は、絶対違う、風土病だ、あるいは栄養失調だと譲らなかつた。それをやると当時の園田厚相がいろいろな面から研究してきまして、イタイイタイ病と認定した。そのためにいまたくさんよくなつておる。動けなかつた人が歩けるようになった、そういうような経緯もございまして、ひとつこの点を御留意の上、適切な処置をいただきたい。長

官、その点についてどうですか。いまイタイイタイ病はカドミウム中毒によるのだということが明らかになりましたが、今度は進行を早くしない間に救つていこうという態度、これをひとつ明らかにしていただきたいと思つております。

○大石国務大臣 ただいまの、早期に診断をして早期に治療をするという御方針には全く賛成でございます。

○岡本委員 あと一問だけ……先ほど三木委員から食品につき、要するに米の問題のお話ございましたが、これも長官にひとつ要望しておきたいのです。厚生省が食品衛生できめておるところの米の濃度、これは一PPM、厚生省できめておるところの水の中に含まれたカドミウムの基準は○・〇一PPMです。何と百倍です。米が○・四PPMという場合は四十倍です。そこで、水質基準は○・〇一PPMというのには決して厚生省がきめたのではなくして、世界保健機構、WHOですか、これできめたものを採用しておるだけだ。これは世界の基準になつておるのだ。米あるいは水は一PPM。ある学者がこれを研究しました。五PPM入れた水をマウスに飲ませて何の骨の異常もないのです。ところがえさ、米に○・四以上与えたと、そのマウスは異常が起る。そういう試験データも出ておるのです。だから環境庁でその点を一べんよく研究して、この厚生省の基準というものがほんとうにそれでいいのか悪いのか。暫定基準ですよ、これは。しかも先ほど食糧庁次長のほうから答えがありました。これは経緯を知らないからああいふやういふとした答弁をしたと思うが、ほんとうは食糧庁のほうで○・四をきめたのです。あとで一PPMを厚生省できめたのですよ。だから三木委員に対するとおりの答えというものは、私はどうしても納得いかぬと思つておるけれども、これはもうしかたがない。そこでこれは要望しておきます。この研究をひとつして下さい。そして、住民の皆さんの心情はわかりませう、わかりませうけれども、いま全世界あげて公害問題に取り組んで、何といつても人命を尊重しな

ければならぬ。病気を起こしなきゃならないというのが環境庁の一番の役目じゃないでしょうか。だからこの点について疑わしいものは全部救済してまず早くおしてあげる、これも一つでありませうけれども、やはり次に病気が起こらないようにするというのが面から考えましても、こういう研究が必要じゃないかと私は思うのですが、いかがですか。

○大石国務大臣 全くお説のとおりであります。

私は環境庁としていろいろな環境基準なりあるいは排出基準をきめておりますけれども、率直に申し上げてそれが全部最も正しいとは必ずしも考えておりません。まだそれだけの十分な研究なりそういうものがそろっておらないわけでございます。しかしまずまずこの程度ならば間違いないからという点では、私は信用いたしております。ですからこれからはやはり、この基準というものの、環境基準というのは理想的な基準でありますから、いまのような基準でも困ると私は思います。いまのような環境基準は、近い将来は暫定基準であって、さらにもっと二段なり三段上の環境基準もきめなければなりませんし、それを達成するための排出基準というものにつきましても、より厳密な検討なり研究が必要だと思います。そういう意味で、実はあまりいろいろな公害の問題が多過ぎますのでなかなか手が回りかねまして、そこまですた手をつけておらないのでございますが、公害対策研究所ができましたらその一つの大きな仕事として、的確な、最も必要で最も合理的な基準というものを早くつくり出すように、そのような努力をいたさせたいと考えておるわけでございます。できるだけ早く御趣旨に沿うように努力してまいらる覚悟でございます。

○岡本委員 そういふことで、基準というものは非常にいい点があると思うのです、医学が進んでいきますと。そうすると鑑別診断の基準というものもやはりこれは暫定的ですから、これももう一べん検討をして、そうしてあなたがおっしゃったようにカドミウム中毒によってイタイイ

タイ病が出てくるのだということになれば、もう一ついまの、何といまますか基準より下げて救済をしてあげなければ、軽症の患者、要するに第三期くらいのところの人たちが救えないのだということも頭に置いて、そしてやっていただきたい。これを要望しますが、その点についてひとつ……。

○大石国務大臣 よく御意見を尊重いたします。

○田中委員長 これで岡本君の質疑は終わりました。

次に、島本虎三君。

○島本委員 前回の三月七日十時十五分から参考人の意見の聴取が、いわば休止鉱山の公害対策の一つとして行なわれました。その意見がいろいろ開陳され、関係者からの意見もあわせて十分聞いた上でみたのでありますが、この中では、ことに通産省、行政当局の怠慢ぶりが、目に余るようなものが出てきている。私は一つ一つこれをあげて、この対策についてきょうは聞いていきたくて、厚生省来ておりますか。それから自治省も来ておりますか。

まず通産省。確かにこれは鉱山保安局の指示どおりやっておらないようですが、これは下部のほうでは製錬所に堆積場の両側にみぞをちゃんと掘って、水が変にため池その他に流れ込まないよう指示しているというお話です。そのとおりに行なわれたんですか。それをだれが監督していたんですか。長年月企業べったりになって、こういうような対策を全然怠っていた責任はどっちにあるのですか。まずこの答弁を先に願いたい。

○久良知政府委員 土呂久の鉱害に関連しまして、監督局の指示事項に対する実施状況でございますが、当局の鉱山課長が現地を見てまいっておりますので、課長から現地の模様をいれまして、先生お尋ねのことに対して御答弁いたします。

○藤沼説明員 お答えいたします。土呂久鉱山の公害防止のための指示でございますが、これは昨年の五月及び六月の二回にわたりました七項目、いずれも指示をいたしまして、この項目は七月上旬までには工事が終わっております。

す。それから今回の問題になりました例のかまの問題でございますが、それに関連いたしました。十一月十六日に九項目の指示をいたしました。その次に、それに関連いたしました十二月二十日に監督官が現地に参りました同じく九項目、計十八項目指示をしたわけでございます。十一月十六日の九項目の指示事項につきましては、大部分の工事は終わりましたけれども、一部未実施のものがございまして、これにつきましては十二月二十日付で不十分なものに対策強化の指示をいたしました。追加事項の指示をいたしております。十二月二十日の指示事項につきましては九項目をいたしておりますが、一部がでか上りまして、その他については三月の中旬までに完成を予定でございます。いま申し上げた指示事項については、三月の中旬までに完成する予定でございます。ことしに入りまして、一月十八日から約一週間にわたって精密検査をいたしました。この結果に基づきましてまた三月四日付で十三項目の追加指示をいたしております。

○島本委員 もういいですよ。そういう指示、これが完全に行なわれていたかどうか聞いています。指示して、それが完全に行なわれたことを確認してあります。御答弁願います。

○藤沼説明員 項目といたしましては全体で二十七項目ございまして、三月十五日で完了いたしましたのが十八項目ございます。それから、追加指示をいたしておりますのが五月末ごろになる予定でございます。

○島本委員 それは、完了するのがおくれでもいい、こういうような指示を流してあるのですか。その完了がおくれた分は五月末までにはできる、それは認めたのですか、認めないのですか。

○藤沼説明員 これは、一部につきましては積雪あるいは道路破損のために、現実にはできなかったものを追加指示とした、こういうものもございまして、作業の進行上やむを得ないものもあつたかと思われまますが、進捗状況のおくれたものについては、追加指示をいたしまして促進させるようにいたします。

いたしております。○島本委員 明治初期から大正九年まで、昭和八年から昭和十四年まで、それからまた休んで昭和三十年から三十七年まで、こういうふうな断続的にやっていた。指示してやっているとはい、二年、これくらいしか指示してないじゃないですか。その以前はどうだったですか。

○久良知政府委員 先生御承知のように、鉱山保安法は昭和二十四年から施行されておるわけでございますが、金属鉱山につきましては、新法にかわりましてから、土呂久の場合には稼行中におきましては年一回ないし二回の監督をいたしておりました。監督のたびごとに必要事項については指示をいたしてまいっておるわけでございます。

○島本委員 二十四年からできて、必要な指示をしておった。それが守られておって、やはり土呂久のような亜硫酸中毒が起るのですか、まずこれを簡単に言ってくれ。あなた方の指示を守っていても、これは必然的に起きなければならぬのですか。

○久良知政府委員 亜硫酸の製錬におきまます鉱煙の問題につきましては、大気汚染関係の規制というものが大正昭和三十年代の後半から始まったわけでございます。したがって、それまでの間におきましては、具体的な規制事項というものがございまして、SO₂等の測定はいたしておったわけでございますが、公害防止ということを主眼にした規制というものはやっていたわけでございます。

○島本委員 三十年から三十七年までやっていた。この時点で気がつけば当然指導しておかなければならないはず。どうも行政のほうがおくれている。そのときにはやらなくてもいいというふうな指示だったからやらなかったに相違ない。これは政治の姿勢だ。しかし、いまこうなつた場合には、一日も早くこういうような状態を回復させないとなんぞです。ところが、先般の参考人の意見、これはどういふことですか。鉱業協会の

副会長、これは四十五年には七十九億円、四十六年百五億円、全部の二八・六%も鉱山公害にかけようなことをいろいろ言っているわけですね。それに対してでもこれだ当たらぬというように顔を上げてやっています、顔はどうでもいいたければいい、皆さんの指導というものがどこまでいっているのか、私は少し疑問だ。金属鉱物探鉱促進事業団の理事長の平塚さんの発言によると、地下鉱物は、自然環境を荒らすのは免れないのだ、こういうような偉大な発言があったわけですね。あとからいろいろ弁明していただきましたけれども、その中に三十六年から四十六年まで比較して、生産鉱山が六百三十七に対して二百二十八に減っている。それから試掘鉱山が千二百八十九から三百五十九に減っている。合計、千九百二十六が五百八十七になり、千三百強が休廃鉱山になっておる。こういうような報告があったわけですね。

そうすると、当然千三百強の休廃鉱山に対して適切な指導がなければならぬ。はつきりわかって、法的にも措置しなければならぬ。予測される戦前からのものを全部入れると五千千五百か、こういうようなことさえ考えられる。これが全部鉱害発生源として現在活躍中である、こういうようなことにはありませんか。この千三百強に対してどういような措置をしておいたのか、この際はつきりさせておいていただきたいと思ふ。

○久良知政府委員 金属鉱山の公害防止対策というものが本格的に行なわれたのはここ数年でございまして、それまでの間におきましては、SO₂であるとかそういうふうな健康被害に直接関係のあるようなもの、それからダム、鉱滓堆積場の大規模な崩壊というふうなもので直接生命に危害を及ぼす可能性のあるものに重点を置いて監督をしてきたわけでございます。鉱業というものの、どうも鉱害が伴ってございましては賠償で解決をすむしる軽微なものにつきましては賠償で解決をす

る、そういう考えから、鉱業につきましては昭和十四年から無過失賠償責任というものを課しておいたわけでございます。

確かに先生おっしゃいますように、鉱害につきましては五千をわずかにこえる数の現在の休廃止鉱山に、かなり多くの鉱害源というものが蓄積をいたしております、これが私どもの仕事を非常にむずかしくしておるわけでございます。

これを防止するためにどういような措置をやるのかというところでございまして、一つは、鉱山と申しますのは、条件が悪くなると、体質が弱いと申しますか、休廃山に追い込まれるものが非常に多いわけでございますので、休廃山いたしましたときの鉱害防止対策というものは、鉱山が生きて稼行したおる間に始めなければならぬ。現に稼行しておる山に対する鉱害防止対策を強化することが休廃止鉱山の鉱害防止対策の第一歩であろうと私どもは考えておるわけでございます。

それからただいまの、先生おっしゃいますように、すでに鉱害発生源としてあります休廃止鉱山につきましても、これは四十五年から組織的な調査をいたしました。そのうちの約千鉱山につきましては何らかの問題があるのではないかと、こういうふうに考えられますので、これを四カ年計画で悉皆調査をやるということを進めておるわけでございます。この調査によりまして、やはり問題ありと申しますか、鉱害防止につきましても具体的にどの程度の工事をやらなければならないという鉱山がかなりあるわけでございます。しかも、そういう山につきましても、鉱業権者に力がありますものについて、鉱業権者をしてその工事をやらせ得るわけでございますが、あるものについては鉱業権がすでに消滅をしております、鉱業権者の行く先が知れない、それからまた、わかりました場合にも、無資力になっておりました、そういう工事をやる力がないという場合も非常に多いわけでございます。そういう事実を踏まえまして、今年度から休廃止鉱山の鉱害防止の対策費というものを

を予算に計上していただきました。ことしについては九千七百万円の予算で、これは国が三分の二、県が三分の一を負担いたしました。具体的に鉱害防止工事を進めようというのをやっておりますわけでございます。今回問題になりました土呂久鉱山の山の下流におきましても、同鉱山の稼行によりまして、この予算をもって工事を進めておるわけでございます。四十七年度については、本予算は二億四千万に増額をお願い申し上げておるわけでございますが、やはりこういうふうな相当国が直接力を入れません、公害防止対策というものの万全を期し得ない実情になっておるわけでございます。私どももまた一段の努力をしていきたいと考えておるわけでございます。

○島本委員 それは何年計画でいつこれを完成させるか、対象鉱山もすべてそれに書いたものを資料として渡してください。

○田中委員長 できますか。

○久良知政府委員 できます。

○島本委員 なお、健康被害の点についても、まことに憂慮すべきものもあるのです。廃水が川の水を汚染する、そして採算だけによって掘ったりやめたりすることは、周囲に迷惑であり、住民にはなほこれは迷惑なんだ。砒素を含んだ水、どろ、したがって歩けばくたが変色する、小林教授はそういうふうな言っていたわけですね。その時点で、健康被害の点を自治体としてどういようか考えておったのか。土呂久の場合には特にこれは異常な現象なんです、県当局のほうの資料、まことにこれは県のほうが権威を持っているという先ほどの話なんです、しかし、権威を持っている県当局が企業べったりであったならば、その権威なんかどこへ消滅するかわからぬ状態である。おそろしくこういうふうなことをしていったのか、これは自治省のほうで知っておられなかったのですか。

○島本委員 最近になってから、健康の問題で、これはもう異常な事態にあることがわかったというのです。そして資料を出したところが、土呂久地区とそれから山附地区、これを対照した資料を出してきたのです。双方の差があまりないから

万円の金を用意したのに、個人負担でつけさせて、その原因者である住友があえて何ら手を加えない。原因を与えながら、水が悪くて水道の水を飲むより以外にしようがない、八十万円かけてやるところが、ほんの十七万円補助したにすぎない。これはほとんど全部企業がやらなければならぬのではありませんか。こういうような点は、官廳県ではどういような指導をしていたのですか。そして、こういうような点は、いまも通産省は知らないだらうけれども、全くこれは県当局が企業べったりであって対策を怠った、こういうふうに見ているのですか。

○立田政府委員 ただいまお尋ねの件でございますが、官廳県のほうにおきましては、先ほど通産省からお話がありましたような、むしろ廃鉱の問題として過去いろいろな対策について検討しておったようでございますが、いまの健康問題につきましても、いま御指摘のとおり、最近そういうようなことであるいろいろな措置を講じてきている、こういう状況でございます。そこで、この点に関しまして、私どものほうにいたしまして、やはりこういう鉱害対策につきましても、もちろん、それぞれ専門分野におきましても、いろいろ調査あるいは対策が必要でございますけれども、やはり県自体におかれましても、積極的にこういうことに取り組んでいく必要があるというふうに私どものほうは考えておりました、特に最近公害対策全般につきましても、行政的にもそういう意味であらゆる角度から取り組んでいく必要があるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

なお、県のほうからは、直接私らのほうにこの点についての御相談は、いままでではなかった、そういう状況に過去はございます。

○島本委員 最近になってから、健康の問題で、これはもう異常な事態にあることがわかったというのです。そして資料を出したところが、土呂久地区とそれから山附地区、これを対照した資料を出してきたのです。双方の差があまりないから

を予算に計上していただきました。ことしについては九千七百万円の予算で、これは国が三分の二、県が三分の一を負担いたしました。具体的に鉱害防止工事を進めようというのをやっておりますわけでございます。今回問題になりました土呂久鉱山の山の下流におきましても、同鉱山の稼行によりまして、この予算をもって工事を進めておるわけでございます。四十七年度については、本予算は二億四千万に増額をお願い申し上げておるわけでございますが、やはりこういうふうな相当国が直接力を入れません、公害防止対策というものの万全を期し得ない実情になっておるわけでございます。私どももまた一段の努力をしていきたいと考えておるわけでございます。

○田中委員長 できますか。

○久良知政府委員 できます。

よろしいというような資料なんです。ところが宮崎県全体、日本全体との資料の対比が一つもされおらぬのです。最近になってから健康の異常がわかってきた、こういうのでありますけれども、土呂久地区では、昭和二十六年ごろ、日本全部の零歳から四歳までの平均の死亡率が一七だったころ、七六・九になつてゐるのです。二十七年には日本全部の平均が一四だったころに二三〇というよるな、異常な死亡率を示しているのです。昭和二十七年です。二十八年には、同じ全国平均が一三〇という数字を示しているときに、こゝまた七六・九二けたですが、高いのです。二十九年には、日本全部の平均が一三〇という数字を示しているときに、四六一・三という数字を示しているのです。それから三十一年には、日本全部の平均が一〇になつた、この辺から一〇に平均してきつたときに、三〇七・七。依然として高いのです。そして三十二年には、同じく日本全部の平均が一〇というときに、一五三・八と一〇〇台を下がらないのです。この辺から健康の異常が発生しているということがどうしてわからぬのですか。これは環境庁の発言によつても、県のほうが権威を持っています、こういうことなんです。厚生省、この辺からもうはつきり異常があらわれているじゃありませんか、統計で。そして、県当局のほうから資料を仰ぐと、土呂久と山附地区、この対比した資料しか出さないので。日本全部の対比から見るとこのように異常なんです。ほとんどこういうような状態です。山附方面のやつもやや似たような状態です。これでは、あまり差がなくなつてゐるのです。これでは、この地区は異常だということになるじゃありませんか。おそらくこういうような対策をほとんど怠つておつたんじゃないか、こう言わざるを得ません。

出している資料はおそらくささんです。他に対比するとはつきりする。これは当方へは環境庁を通じてもこれが上がつてこない。数回にわたつた結果がこれだけの資料があらわされてきたのです。昭和二十四年、これは五三八という数字を示しております。それから、二十五年は二三〇という数字です。こういうふうにして、以前からこれがずっと高いのですから、もう気づいていなければならぬはずなんです。ことに老人のほうの対比になると、土呂久では七十歳以上の老人はおらないじゃありませんか。ほとんど微々たるもの。七十代の死亡率が急に高くなつて、八十歳になると全部死んでしまつてゐるのです。過疎対策というけれども、過疎へ行けば行くほど老人の寿命が長くなるのです。ここでは、過疎だといふけれども七十歳代は微々、八十歳以上の人がおられない。もうすでに健康が異常だといふことがわからなければならぬはずなんです。厚生省当局は、こういうふうな点はどういうふうに見ておりましたか。

○曾根田政府委員 土呂久の問題につきましても、私どもは、環境庁あるいは県の環境保健部当局から連絡を受けておりまして、先般その概要の中間報告がございました。それから、目下第三次の精密検査が実施中で、近くその結論が出るであろうことも承知しておりますけれども、今回の一連の調査自体は、環境庁を中心に、県あるいは関係諸団体等で行なわれ、その結果について一応の公表も行なわれておりますので、私どもは最終的には精密検査の結果を待つて、まあ県の御連絡によりまして、場合によつて患者の治療と申しますか、そういう問題全般について、環境庁も含めてあるいは厚生省の協力を得なければならぬというふうな事は連絡も受けておりますので、いまその結果を実は私どもも待つておるところでございますが、先生御指摘のように、乳児死亡率あるいは老人等の死亡率云云におつきまして、私ども具体的にはその数字を持つておられませんけれども、御指摘のように、たとえば乳児死亡率だけについて言いますと、一般的に

全国平均より宮崎県などが非常に高い数字を持つておることは承知しておりますが、問題は、県全体の平均と土呂久地区の当該地域との関連がどうなつてゐるか、そういう具体的な数字は私どもも持つておりません。しかし、ただいまのような問題もございまして、場合によりますならば、環境庁とも御相談の上、私どもは、必要ならば、環境庁等の整備に協力したいというふうな考えでおります。

○島本委員 宮崎県は全国平均より高いというのとおりですけれども、昭和二十五年から二十九年までの間は、その宮崎県の三倍ぐらいの死亡率を示しているんです。高い宮崎の三倍、その地区が異常だといふことはつきりするじゃありませんか。だから、県当局が十分指導しなければならぬのはその辺なんです。いわゆる企業べつたりだからこういうことになるのです。そうして通産省自身は、せつかく公害保安局ができておつても有名無実のようなものだ。指摘されてからようやく走る。これはともだめです。いまやうやく、五カ年計画でもつて全部やるというから、その辺は芽を出してきた。こういうふうなことで、私どもはもう納得できないのです。あえて言うとお、これは環境庁長官にあつてよく意見は聞いておきたいと思つておるのです。後手後手に指導しておかなければならぬ。そのための公害保安局じゃありませんか。最近はどうも方々に、マスコミにまで指摘されているようなことが起きてきてゐる。これはもう裁判されたにたつてゐる。これはもう全部保安局じゃありませんか、通産省も怠慢じゃありませんか。三菱造船、これは造船所でしょうけれども、水銀や砒素、PCB、こういうふうなものも含む廃棄物を、下請を通じて五年間も不法投棄して港則法違反で検挙されておる。こんなものは企業として一つの道義的な欠点です。通産省の指導の点でこれはもつと解決されなければならぬのです。三菱造船でしょう、これは。それから大分の興人佐伯が二十二年間にわたつて廃液を流しておつて、養殖の真珠を全滅さ

棄物処理違反として書類送検された。これは自治省にもあるのです。そういうのは何といっているのか、前世紀の、当然やらなければならぬような義務さえ怠っているというの、これはもう困った問題ですよ。こういうのが行政の実態です。通産省はもつこの方面には気をつけてやってもらわないといけない。できたものを追うんじやなくて、事前にもう起こさないようにこれは十分配慮すべきである、こう思います。ことにもう環境庁との間でもう少し密接な連絡をとってやってほしい。これは私聞いて遺憾だったのですが、きのう通産大臣それから総理府総務長官それから大石長官の決意と今後の態度をわれわれ了解して結局安心はしたのですが、無過失賠償責任のあの法律案、あれでさえもあれを葬り去ろうとする動きが出て、そういうような申し合わせさえもしている。自民党の中でこういうような動きさえあった。当然法案の説明は、環境庁が出すのは環境庁が説明に行けばいいんだ、自民党の商工部会へ説明に行つたのはだれですか、通産省でしよう。こういうような状態で、はたして公害に対する対策、こういうようなものは公害対策の対策をやるのが通産省じゃないんです。ほんとうの公害対策をやらぬとだめなんです。どうもこの点等では遺憾だ。何のためにあなたが説明に行つたのか、また環境庁がさぼつたのか、今後のこういうような行政に対してどうするか、最後に決意を承っておきたいのです。そのあとで大石さん、今後こういうような教訓を含めて鉱山の廃液処理その他公害防止についてもひとつ感想を述べてもらいたいと思います。何のために自民党のほうへ提出者でもない通産省が説明に行かなければならなかったのか。

○久良知政府委員 党の商工部会に對しまして無過失責任立法の現況につきまして中間報告を申し上げましたのは、商工部会の要請によりまして、私どものほうから環境庁とも連絡の上、御説明を申し上げたわけでございます。

日に行つて法案の説明をしたのはだれか、それは環境庁がやるべきですよ」と呼ぶ。

○大石国務大臣 行政全般にわたつていろいろと御注意なりおしかりを賜つたのでございますが、よく心して行政をりつぱに持つてまいりたいと考えております。どういふ点をお答え申したらいかがかわかりませんが、いろいろな鉱山関係のあと始末につきましては非常に問題が多いのでございます。しかしこれは何と申しましていいか、過去のことをあまり責めてもいたしかたがないと思ひます。これは確かに日本の行政も悪い。もちろん企業も悪いけれども行政も悪かつたと思ひます。そのような行政を許した日本全体の政治のせいだつたと思つたのです。しかしいまの時代は変わつて、そういうことはなくなりまして。これからは人間尊重のそのような政治の方向に進んでおりますから、われわれもそのような精神を十分に心いたしまして、ほんとうに今後人間の環境がらつぱに保全されるような、明るい健康で豊かなわれわれの環境ができるような行政にあらゆる努力を進めてまいりたいと思つております。そういう意味におきまして今回提案されまます無過失賠償責任制度につきましては御激励をいただいておりますが、一生懸命にやる決意でございます。幸いにきのうの予算委員会の御質問によりまして、山中総務長官やそれから田中通産大臣は喜んで全面的に協力するといふ力強い発言もございました。私どもはこの目的に向かつて一生懸命に進んでまいりたいと思つております。

○田中委員長 島本君の質疑は終わりました。次は瀬野野次郎君。

○瀬野委員 宮崎県の西臼杵郡高千穂町土呂久の亜硫酸公害、松尾鉱山の問題点について、環境庁並びに通産当局にお尋ねをいたします。

御承知のように宮崎県の五ヶ瀬川の上流で、この川の支流になっております岩戸川、これは有名な天の岩戸のすぐ川上になります。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕
私ども本年の一月二十日から二十二日、また二月三日から五日まで、合計六日間二回にわたつて現地をつまびらかに調査をしてまいりました。三月七日には岡山大学の小林教授をはじめ五人の参考人も呼んで事情をお聞きしたわけでございます。各大学の教授または現地学識経験者等の意見を聞きまして、まあ現在四日市ぜんそく、水俣病、あるいは富山のイタイイタイ病とたくさんあります。ある意味においてはこの土呂久の公害はいわゆる人間を消耗品化しているという意味から、公害史上最も悪かつた最大の公害である、こういうことがいわれております。

こまかいことについては先般からいろいろと委員会でも質疑が行なわれ論議されておりますので省きませんが、若死にしている問題または狂い死にしている問題、またどういふ人間が消耗品のごとく使われてきて、今日なお害を受けている人がたくさんいる。こういった点で現在でも現地の人はたいへん苦しんでおります。また現に当時仕事に参加した人が他県にうつりだり、あるいは出かせぎに行つたり、あるいはすでに他県に移住したり、あるいはなくなつたり、いろいろございまして、戦前戦後からこういった様子を見ても見てもいりますと、かなりの人があそこ働いていたということが追跡調査の結果わかつております。現に私のほうの熊本県の阿蘇郡高森町でもすでに十一名も被害を受けている人が出ております。追跡調査をすればかなり今後ふえてくると思ひます。

そこで、去る二月の三、四、五日に参りましたときに、岡山大学の小林教授も一緒に現地を調査いたしました。このことについては、いわゆる坑内水あるいはズリあるいは米、稲わら、あるいは人間の髪、つめ、またはネズミシダ、こういったものを四十数点持ち帰つておりました。現在試験データの検討をいたしております。この結果がいずれ近く判明をいたしますが、その結果を待ちまして、さらにいろいろと政府の見解をただすことにはいたす考えであります。本日は本会議の関係でかなり時間が制約を受けておりますので、以下、若干要点を、はしょつてお尋ねいたします。

で、明快に御答弁をいただきたい、かように思うわけであります。

まず最初に、大石長官と、それから通産省にそれぞれお尋ねしたいのであります。この土呂久または松尾鉱山、こういった例は全国にもあまりないと言われておりますが、私の知るところではかなりあるんです。そして現在被害を受けている人がたくさんいる。もちろん県のほうでも第三次健康診断をしたりしておりますが、それそれたくさんいるわけでありまして、こういう土呂久、松尾鉱山の問題に対して、具体的に救済対策は今後どういふふうに進めるのか、それを明快にお尋ねいたしたいのでお答えいただきたい、かように思ひます。

○大石国務大臣 土呂久の問題につきましては、われわれもいろいろと心配いたしました。できるだけの処置は講じたと思つております。しかし、まだ実態が判明いたしておりません。どの程度の患者がいるのか、はたしてそれが何に基因するのか、いろいろと推測なり推定はございまして、けれども、まだ十分な鮮明はされておられません。われわれは宮崎県とも十分連絡をいたしまして、その実態の鮮明に努力をいたして、それができ次第、わかり次第、万全の対策を講じてまいりたいと思つております。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕

○瀬野委員 実態がはつきりわかり次第万全の対策をするという長官からの答弁でありまして、私、若干つけ加えておきますけれども、この土呂久は、御存じのように、歴史的には一応有名といわれております。天の岩戸、高千穂、天孫降臨の地、高天原ともいって、観光地になっております。これは原景も、また地元のおいゆる商店街等も、いわば観光的面面からいろいろと苦慮していることも事実であります。公開の席であんまり具体的なことを言うのもどうかと思ひますが、実は神聖で一番清らかであるべきところが、その天の岩戸のすぐ上流にこのような悲惨な公害によって汚染され、たくさん苦しんでいる人がおるとい

しく詰めることにしたいと思ひます。

そこで、環境庁長官、時間もございませんが、健康調査で第三次検診をやっておりますが、他県におる者、すなわち先ほど申しましたように熊本県にも高森町に十一人おりますし、大分県、鹿児島県にもまた土呂久で働いていた人がおるわけですが、いずれ実態が鮮明にされたならば、こういった方も含めての一斉検診とということについても考えられるのか。こういった見解をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○大石国務大臣 実態を調査する上には、当時土呂久に住んでおられました、いまはよそに行つておられる方もやはり十分に検診をする必要があると思ひます。あとでなくて、先にそういう方々もできるだけ手落ちのないような調査をしまして、その結果が出てまいりと思ひますから、そのような検診はあとでなくて前にやらなければならぬ、こう考へておるわけでございます。

○瀬野委員 そこで通産省にちよつとお伺いしますが、これまた端折つての質問になりますけれども、あと時間の関係で一、二問になります。休廃止鉱山、これは九州だけでも現在鉱山と名のつくものが約七百、現に採掘中のものが百、残りの六百のうち百は一応通産省関係でこれを点検しておるといふふうにいわれております。残り五百が全然点検もされてないという実態であります。私たちが知るところでも、土呂久に似たところが数カ所、九州山脈にもあります。特に玄武岩の地帯でありますので鉱山も多いわけであり、全国的にもこれは五、六千カ所あるといふふうにいわれておりますが、こういった問題はたいへん重要な問題で、われわれもいままで谷川に行きますと安心して水を飲んだり、また魚を食べたりしておりましたが、その川の一番源流に、また源流に近いほどこういった鉱山が多いわけですが、そういったわれわれが知らないところでこういったズリによって毒物が流れ、汚染されておるといふ実態が全国でかなりあるのじゃないか。こういったことで自然環境をこわしていくという重大な問

題を考えますときにゆゆしき問題である、こういった鉱山を総点検して、早急にこれは検討すべきであると思ふのですが、そういったことについては通産当局はどう考へておりますか。

○久良知政府委員 先生ただいまおっしゃいますように、休廃止鉱山の数というものが非常に多いわけでございますので、短期間に総点検をするということはずかしいわけでございますが、土呂久の問題を契機にいたしまして砒素の関係の山、かつて砒素の鉱石を出しまして現地で製錬した山、製錬はしないけれども砒素の鉱石を稼行した実績のある山については総点検を実施したわけでございます。

それからその他の山と申しますか、数が非常に多いわけでございますが、こういう山につきましては、一応昭和四十五年米休廃止鉱山の鉱害防止対策の一環といたしまして調査をいたしておるわけでございます。調査の鉱山の選定にあたりまして、可能性の高い山を選んでいくわけでございますが、今後とも地方自治体とこれは連絡をとりまして、隠れたそういう山の発見ということにつとめていまして、そういう山から手を打っていくといふふうにしていきたいと考へております。

○瀬野委員 最後に大石長官に一つだけ質問して終わりますが、まあ長官は閣内では積極的に自然保護、またこういう鉱害対策には積極的に行つていただくといいことで国民も高く評価をしておるわけですが、先般も水俣病の調査のために九州まで出向かれて、われわれ敬意を表してあります。今回土呂久松尾鉱山等、これもたいへん長官の調査とまた現地をつまびらかに見てもらいたいという要望が強いわけですが、環境庁独自の調査、並びに長官もいざれ近いうちに現地を見て、あたたかい政治の手を差し伸べてもらいたい、かように思ふわけですが、御決意のほどを承つて、質問を終わります。

○大石国務大臣 環境庁といたしましては、まあ独自と申しましてもこれはひとりでは何もできませんので、十分に宮崎県当局と協力いたしまし

て、もちろんこれは努力を惜しむものではございませんが、全力をあげて土呂久の問題解決に働いてまいり決意でございます。

なお、私も出てまいれということでございますが、出てまいりたいと思つております。ただ御承知のように土呂久は時間的に往復に相当時間がかかります。ちよつと日曜日予算委員会を休んで回るといふわけにもまいりませんので、国会の予算委員会が終わるまではちよつと行きかねると思ひますが、そのうちおろりを見てぜひ視察したいと思ひております。

○瀬野委員 どうもありがとうございました。以上で大体終わります。

○田中委員長 これにて本日の質疑を終了いたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

昭和四十七年三月十五日印刷

昭和四十七年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局